

貨幣生成論と内在的価値否定説*

泉 正樹

2005年12月6日

目次

1	貨幣生成の内生説と外生説	3
1.1	貨幣生成の内生説	3
1.2	貨幣生成の外生説	10
1.3	内生説 と 外生説 との関連	21
2	内生説 批判の視点	23
2.1	等価物の「重複」と主体の認知可能性	24
2.2	商品流通の基層の論理	29
2.3	商品貨幣からモノ貨幣への転換点	36
3	貨幣生成論と内在的価値否定説	39
3.1	商品-貨幣の同時存在説	39
3.2	マルクスに見出された同時存在説的側面	39
3.3	貨幣生成論と内在的価値否定説	39

貨幣生成論と内在的価値否定説

前章では、商品価値の内在様式についての考察を行なった。価値概念の広義化論を念頭に置きつつ、資本主義的な労働生産物商品に限定されない価値概念とは如何なるものかという問題を考えたのであった。その過程で、そもそも価値とは関係概念であり、商品に内在する価値というものは存在しないという、内在的価値否定説の着想にも若干触れた。商品には価値が内在すると考えたマルクスにおいても、商品価値を把握することには困難がつきまとうという点が、以下のように率直に表明されている。

商品の価値対象性は、どうにもつかまえようのわからないしろものだということによっ

* 2005年12月9日原論ゼミ報告。

て、マダム・ウィックリとは違っている。商品体の感覚的に粗雑な対象性とは正反対に、商品の価値対象性には一分子も自然素材ははいっていない。それゆえ、ある一つの商品をどんなにいじりまわしてみても、価値物としては相変わらずつかまえようがないのである。とはいえ、諸商品は、ただそれらが人間労働という同じ社会的な単位の諸表現であるかぎりでのみ価値対象性をもっているのだということ、したがって商品の価値対象性は純粋に社会的であるということをおぼえておけば、価値対象性は商品と商品との社会的な関係のうちにはしか現われえないということもまたおのずから明らかである（Marx[21]S.62., 訳(1)93頁）。

ここでは「商品の価値対象性」と「商品体の感覚的に粗雑な対象性」とが対になされており、前者を商品の価値に、そして後者を商品の使用価値に対応させることができると思われるが、後者が、一商品それ自体として単独で把握可能であるのに対して、前者は、一商品それ自体として単独で把握することはできないということがまず述べられている。しかしそうはいうものの、とマルクスは言葉を続け、『資本論』第1章第1節・第2節の議論の想起を促した上で、「価値対象性は商品と商品との社会的な関係のうちにはしか現われえない」と述べる。

商品価値の内在性の根拠を、労働価値説に求めるかどうかという点はひとまず措くにしても、ここでマルクスがいわんとしているのは、商品に価値が内在するというその内在性は、「商品と商品との社会的な関係のうちにはしか現われえない」という点にあるといえるだろう。その意味で、諸商品が取り結ぶ社会的関係は、商品価値の内在性を確認する唯一の術として捉えられていると考えることができる。

しかしこれは逆に解せば、諸商品が取り結ぶとされる社会的関係が、商品価値の内在性を惹起すると考えることもできるのであり、そのように見るならば、商品には価値なるものは内在しないという、内在的価値否定説へと繋げられることにもなるであろう。

ではマルクスは、商品に価値が内在し、その内在性が「商品と商品との社会的な関係のうちにはしか現われえない」と考えることで何を論じようとしたのだろうか。それは、よく引用される価値形態論の以下の一節のなかに表現されているといえるだろう。

諸商品は、それらの使用価値の雑多な現物形態とは著しい対照をなしている一つの共通な価値形態　貨幣形態をもっているということだけは、だれでも、ほかのことはなにも知っていなくても、よく知っていることである。しかし、いまここでなされなければならないことは、ブルジョア経済学によってただ試みられたことさえないこと、すなわち、この貨幣形態の生成を示すことであり、したがって、諸商品の価値関係に含まれている価値表現の発展をその最も単純な最も目だたない姿から光まばゆい貨幣形態に至るまで追跡することである。これによって同時に貨幣の謎も消え去るのである（Marx[21]S.62., 訳(1)93-4頁）。

先の引用部分の言葉も用いるならば、ここではマルクスは、商品は「商品体の感覚的に粗雑な対象性」、つまり使用価値とは別に、「一つの共通な価値形態　貨幣形態」を持っているのだと述べている。ここでいわれている「貨幣形態」とは、「だれでも、ほかのことはなにも知っていなくても、よく知っていることである」ということから推して、商品には価格が付されている　という

ことであると考えられるだろう。そして、「ここでなされなければならないこと」は、「この貨幣形態の生成を示すこと」なのだとされている。「貨幣形態」が、商品には価格が付されている ということの意味するとすれば、その生成を示すとは、どのようにして商品には価格が付されるようになるのか という問題として捉えられることになるだろう。

マルクスによれば、この問題を扱うことによって、「同時に貨幣の謎も消え去る」のだとされている。その意味するところをこの部分から推察することは必ずしもできないが、しかし交換過程論における、貨幣理解の困難 という論点で述べられている言説からは、マルクスが考える「貨幣の謎」を窺い知ることができるように思われる。

すでに 17 世紀の最後の数十年間に貨幣分析の端緒はかなり進んでいて、貨幣は商品だということが知られていたとしても、それはやはり端緒でしかなかった。困難は、貨幣が商品だということを理解することにあるのではなく、どのようにして、なぜ、なにによって、商品は貨幣であるのかを理解することにあるのである (Marx[21]S.107., 訳 (1)168 頁)。

ここでは、困難は「貨幣は商品だ」ということを理解する点にあるのではなく、「商品は貨幣である」ことを理解する点が困難なのだとされている。このことを「貨幣の謎」に引き付けて考えてみれば、「商品は貨幣である」ということが理解できるならば、「貨幣の謎」も解き明かされることになるといえそうである。詳しくは本文で見えていくことになるが、この問題に対してマルクスは、学説史的には大きく商品貨幣説として分類される議論をもって臨み、一つの到達点を提示したのであった。

しかし商品貨幣説は、その論理的妥当性をめぐっての批判的検討が行なわれるに至っている。本章ではこのことを念頭に置きながら、それら批判的諸検討が、商品価値の本来的な内在性に対する疑念から発していると捉えることになる。そのことによって問題は、商品に価値は内在するのか、それとも内在しないのかという点に絞られることになると考えられるが、この点の考察は次章で行なう。

1 貨幣生成の内生説と外生説

本節では、貨幣がいかに生成してきたのかという問題に対しての、対極的と見うる二つの見解をまず概観し、しかし両説は、重層的な関係を有するものとして理解することが可能である点を考察する。

1.1 貨幣生成の内生説

市場においてなぜ貨幣が存在するのかという問題に対して、1 つの有力な見解を示してきたのは、商品貨幣説としてまとめられる議論であったといえるだろう。今日この議論に対しては、商品価値の本来的な内在性の否定を射程に置いた批判が加えられるに至っている。しかし商品貨幣説には、市場において商品売買を現実化なさしめる原理的動力を説明する論理として、なおも廃棄し難

い妥当性を見出すことができるようにも思われる。

では、商品貨幣説とは具体的にはどのような議論なのか。そこには各論者、たとえばメンガー (Carl Menger) やマルクスといったように、その論じ方にも様々な相違が認められるのであって、標準的な商品貨幣説を特定することは必ずしもできることではない。しかし、商品貨幣説の最初の提唱者ではないにしても¹⁾、その論理を端的に提示した議論として、アダム・スミスの貨幣生成論は省みられてよい。というのも、スミスの議論からは、貨幣が交換過程において、言い換えれば、個別経済主体が織りなす交換行動に基づいて自然に (naturally) 形成されるという、商品貨幣説に通底する共通認識を、素朴なかたちで読み取ることができるように思われるからである。

スミスの貨幣生成論 スミスの貨幣生成論は、『国富論』第1編第4章「貨幣の起源と使用について」で論じられる²⁾。スミスは、先行諸章での分業論を引き継ぐかたちで次のように述べて第4章を始める。

いったん分業が完全に確立してしまうと、人が自分自身の労働の生産物で充足できるのは、彼の欲求のうちきわめてわずかな部分にすぎない。彼が欲求の圧倒的大部分を充足するのは、彼自身の労働の生産物のうちで彼自身の消費を越える余剰部分を、他人の労働の生産物のうちで彼が必要とする部分と交換することによってである。こうしてだれもが交換することによって生活するのであり、いいかえれば、ある程度商人になるのであり、社会そのものが商業的社会と呼ぶのが当然なものとなるに至るのである (Smith[14]p.37., 訳(1)51頁)。

ここでは、分業が確立することの帰結として、各人が、自分の直接的な欲求充足のために労働することができなくなる点がまず指摘されている。そのことによって各人の生活が、自らの労働生産物と他人の労働生産物との交換を通して営まれるようになることが述べられている。

それに続いて、肉屋と酒屋とパン屋の例が引き合いに出される。すなわち、酒屋とパン屋は肉を欲しているが、肉屋はビールとパンを欲していない状況が設定されて、この場合には交換が行なわ

1) たとえば武田 [9] では、『国富論』における流通手段重視のスミスの貨幣生成論に影響を与えた論者として、ケネー (François Quesnay)、ハリス (Joseph Harris) が挙げられ、ハリスの貨幣生成論が、スミスと同型のものである点が紹介されている (武田 [9]35-41 頁を参照)。

2) スミスのもう一つの貨幣生成論として、『法学講義』第2部「生活行政」において「価値の尺度および交換の媒介物としての貨幣」を論じた部分を挙げることができるだろう。この部分でスミスは、貨幣をまず価値の尺度としての側面から考察し、金属が価値の尺度としての適正を備えていること、とりわけ金と銀が適切な価値の尺度として見なされてきたことを論じた後 (Smith[15]pp.499-500., 訳 296-8 ページを参照) で、「金と銀が価値の尺度となったことの帰結として、それは商業の用具にもなった」(Smith[15]p.500., 訳 298) と論じる。

ここでのスミスは、貨幣を第一義的には価値尺度として捉えており、「商業の用具」(流通手段)としての性格は、価値尺度からもたらされる付随的なものとして位置付けていると見ることができる。武田 [9]29-61 頁ではこの点に着目がなされ、スミスの貨幣生成論が、価値尺度機能を重視する『法学講義』から、なぜ流通手段機能を前面に押し出す『国富論』のそれへと転換されることになったのかという問題が、スミスの重商主義批判という観点から考察されている。

れることはありえないとされる³⁾。しかし、こうした状況は「不便 (inconveniency)」であるということから、スミスは次のように述べる。

このような状況の不便を回避するために、分業が最初に確立されて以後、社会のすべての時期のすべての慎慮ある人は、自然につぎのようなしかたで彼の問題を処理しようとしてつとめたにちがいない。それは、人びとが自分たちの勤労の生産物との交換を拒否することはほとんどないだろうと彼が想像する、何かある商品の一定量を、彼自身の勤労の特定の生産物のほかに、いつも手もとにおいておくということである (Smith[14]pp.37-8., 訳 (1)52 頁)〔引用 1〕。

ここでは、上で述べた不便を解決するために、各経済主体が「自然に (naturally)」、ほとんどの人がそれとの交換を拒否しないだろうと思われる商品を、「いつも手もとにおいておく」ようになることがいわれている。ここで、「手もとにおいて」おかれるようになる商品が、各経済主体の個別的な「想像」から導き出されているという点には注目したい。言い換えれば、この商品と引換えになれば多くの人が交換に応じてくれるだろう といふかたちで他者の心情を慮り、他者の交換行動を自己の行為に組み入れる⁴⁾ことによって、この商品が「手もとにおいて」おかれるのだとされている。

そして上記引用文は、そうした役割を担ってきた商品が、歴史的には家畜、塩、貝殻、乾燥鱈、タバコ、砂糖、生皮・なめし皮、釘などであったという事実が記述された上で⁵⁾、次のように続けられることになる。

しかし、すべての国で、ついに人々はこの用途のために、不可抗的な理由で、他のすべての商品にまさるものとして金属を選ぶことにきめたように思われる。金属ほど腐敗しにくいものはほとんどないから、保存しても損失を招かない点で金属は他のどんな商品にも劣らないばかりでなく、同じようになんの損失もなしにどんな数の部分にも分割できるし、しかもそれらの部分を溶解によって容易に再結合することができるのであって、この性質は同じような耐久性をもった他のどんな商品にもないものであり、他のどんな性質にもまさって金属を商業と流通の用具に適したものとするものである Smith[14]p.38-9., 訳 (1)53 頁。

引用の後半部分では、金属の物的特性が「商業と流通の用具」に適したものであることの説明が行なわれており、前半部分では、各経済主体がそうした「用具」として、「不可抗的な理由」から「金属を選ぶことにきめたように思われる」とされている。〔引用 1〕との関係において問題になるのは、「きめた」の語感をいかに捉えるかという点であろう。「...to have been determined by irresistible reasons to give the preference, for this employment, to metals...」という文章から

³⁾ Smith[14]p.37., 訳 (1)51-2 頁を参照。

⁴⁾ 交換が実際に行なわれる想定と解されるスミスの議論と、あくまでも商品所有者の価値表現の段階という区別は必要などころではあるが、この点は、小幡道昭によって「欲求の分節化」という形で定式化されている (小幡 [7]47-51 頁を参照)。

⁵⁾ Smith[14]p.38.,52-3 頁を参照。

は、上記引用の後半部分の理由によって、商業の用具として金属が選択されざるをえなかったという意味であることが分かる。つまり、各経済主体が寄り集まり、相談して金属に「きめた」というのではなく、この商品と引換えになれば多くの人が交換に応じてくれるだろう と考える各経済主体の「想像」が、金属へと収斂せざるをえないという意味での「きめた」であり、金属への収斂を促された というほどの意味であると解される。それは、交換を行なおうとする経済主体間の意図的な合意によってではなく、各経済主体の「想像」の意図せざる一致によってもたらされていると解される点で、多分に予定調和的な面を有してはいる。そしてこの側面こそが、次節で見ると、商品貨幣説の無理を指摘する議論を惹起する契機にもなってくる。

この点に関する議論は後で見えていくことになるが、商品流通を可能ならしめる貨幣を、単一の行動準則（各経済主体は他の経済主体の商品を欲する）に基づいて析出していくスミスの議論は、貨幣の本質をいかに把握するのかという問題からはひとまず離れて、商品貨幣説を提示する論者が共有しうるものであると考えられる。

メンガーの貨幣生成論 スミスが論じた、各経済主体の「想像」がある商品に収斂する過程を、より精密に、そしてより実践的に論じたものとして、メンガーの貨幣生成論を挙げることができるだろう。

メンガーの貨幣生成論は、1871年に刊行された『経済学原理』に存在する。その基調は、息子のメンガー (Karl Menger) が遺稿を整理し、1923年に刊行された第2版『経済学原理』と同一のものを見ることができ、第2版『経済学原理』の貨幣生成論は、第1版をさらに詳論したものと捉えることもできるため、ここでは、第2版の貨幣生成論を対象にして、メンガーの議論を概観してみたい。

まずメンガーは、「自己充足的な自然経済」においては交換が起こりえないことを確認した上で、「物々交換」を考察し、そこにはいくつかの「障害」が生じるのだとする。それは煎じ詰めれば要するに、欲望の二重の一致の困難と概括することができる⁶⁾。

メンガーによれば、こうした物々交換経済が撞着する困難は、「循環交換 (Zirkulartausch)」⁷⁾に

⁶⁾ Menger[18]S.241-7., 訳 380-7 頁を参照。

メンガーは物々交換における障害として、一般的に以下のものが挙げられるとする。(1) A財と引き換えに B財を欲している経済主体 A が、B財と引き換えに A財を欲している経済主体 B と遭遇することの稀さ (欲望の二重の一致の質的な困難とでもいえよう)。(2) x 単位の A財と引き換えに y 単位の B財を欲する経済主体 A と、y 単位の B財と引き換えに x 単位の A財を欲する経済主体 B が遭遇することの稀さ (欲望の二重の一致の量的な困難とでもいえよう)。(3) 諸財の交換比率の恣意性。

メンガーは、上記の3つの障害を挙げてはいるが、(3)については、「当事者双方の経済的利得の点からいって厳格な境界線が引かれているのであって、経済的な(当事者双方に有利となる)交換がそもそも成立するためには、価格形成はその範囲内でおこななければならないのである」(Menger[18]S.245., 訳 385 頁)として、問題にはならないと考える。メンガーによれば、物々交換の真の問題点は、「分業の発展につれて、また市場に出される財の種類を増大につれて」(Menger[18]S.246-7., 訳 385 頁)。(1)と(2)の障害が累積する点にあるとされている。

⁷⁾ 「循環交換においては、AはBの商品を、BはCの商品を、CはAの商品を獲得する。この取引は、例えばAがまずその商品を、自分が必要としないCの商品と交換し、これを次

よって一部分は克服可能であると考えられているが、それはあくまでも一部分に留まるとされ、「循環交換」によっては物々交換において生じる障害の全てを取り除くことはできないとされる。なぜなら、「循環交換」を繰り返していけば、やがては自分の欲する商品を獲得することが論理的には可能ではあるが、そのためには莫大な費用が必要になるとメンガーは考えるからである⁸⁾。

そうであるとすれば、物々交換の困難は、各経済主体が欲する商品が、複数回の「循環交換」によってではなく、1回の「循環交換」で獲得される場合に克服されたといえることになるだろう。では、そのような克服はどのようにして可能になるのだろうか。メンガーは次のように述べる。

この障害は、もしすでに事物そのものの本性の中にそのような障害を除去する補助手段の萌芽が、すなわち諸財の市場性の差異（販売可能性および通用性のよさ）がなかったとしたならば、大部分はまさしく克服不可能な障害であったことであろう（Menger[18]S.247., 訳 387 頁）。

ここでメンガーは、物々交換の困難が解消される契機を、交換されやすい商品 と 交換されにくい商品 とが存在するという点に求めている。そしてその判別は、観察を通して行なわれるのだという。

すなわちある種の財を市場にもたらす者は、他の種の財を市場にもって行く者よりも、自分の特別の需求する財をそれと交換に入手するという目的を達成する見込みが通例高いのではないか、あるいはそのために払わなければならない労苦と経済的な犠牲が少なくてすむのではないか、という観察である（Menger[18]S.247., 訳 388 頁）。

このような観察を行なう各経済主体は、たとえ 交換されやすい商品 を直接には必要としていない場合でも、自己の商品を、「ともかく自商品よりも市場性のかなり高い商品と交換」（Menger[18]S.248., 訳 389 頁）しておくようになるだろうとメンガーは推測し、そのことによってもたらされる効果について、次のように論じている。

彼は媒介的な交換という回り道をして、市場性のあまりない自商品を市場性により富んだ商品と交換することによって、直接的な交換による獲得に自己を限定するよりも確実に、しかもより経済的に自己の最終目的を達成する見込みを得る（Menger[18]S.248., 訳 389 頁）。

ここでメンガーは、「市場性」の高い商品を獲得する交換を「媒介的な交換」と呼んでいる。これは、先に見た「循環交換」と異なった交換であるというよりも、「市場性により富んだ」商品を獲得することによって、「循環交換」の回数の縮減がもたらされることを含意していると思われる

には、自分が必要としている B の商品にとりかえるというようにして遂行される。循環交換の目的を達成するために、四回もしくはそれ以上の媒介的な交換取引が必要である場合には、その循環交換は、具体的な事態を考慮すると、それに対応していっそう複雑になり、同時に当事者の連鎖を見つけ出し、交換取引を実行することもそれだけより厄介、かつ費用がよりかかることになる」（Menger[18]S.246., 訳 387 頁）。

⁸⁾ Menger[18]S.246-7., 訳 386-7 頁を参照。

が、ともかくこのような議論の枠組みを設定した上でメンガーは、「市場性」の高い商品の特性を挙げていき⁹⁾、そこに「模倣」や「習慣」の作用を加味することによって、次のように述べる。

われわれは通例いたる所で、場所的および時間的諸関係に応じて市場性の最も豊かな諸財が、実用目的へその一部分が利用されるだけでなく、他の一部分が一般通用交換手段の機能を引き受けるのを見るのである（Menger[18]S.251., 訳 393 頁）

つまり、最も交換されやすい商品が、「実用目的」を念頭において交換されるだけでなく、「一般通用交換手段」として機能するようになるとされ¹⁰⁾、このことによってメンガーは、全き意味での「流通手段」ではないにしても、その原型となる「交換媒体 (Tauschmedium)」を導出する。それはスミスが論じた、各経済主体の抱く「想像」が、どのような過程を経てある特定の商品に収斂するののかという問題を、経済人の行動論として具体的に展開したものと見ることができるだろう。そしてここで注目したいのは、貨幣に関する諸制度が、貨幣の「自生的な発展」(Menger[18]S.254., 訳 397 頁)を促進することを認めつつも、メンガーがあくまでも次のように考えている点である。

貨幣は法律によって成立したものではなく、その起源からして、国家的な現象というよりは、社会的な現象である。貨幣が国家の権威によって裁可をうけるかどうかは、貨幣の一般概念とは無関係である（Menger[18]S.274., 訳 420-1 頁）

ここからは、貨幣が交換過程そのものから生成されるものであるという、貨幣生成の 内生説とも呼ぶ見解が、端的に表明されている点を読み取ることができるだろう。そしてこれと同様の見解は、マルクスにも見出すことができる。

マルクスの貨幣生成論 商品価値の捉え方については対極に位置するメンガーとマルクスではあるが、貨幣の生成に関する見方については、両者のうちに相通ずるものを見出すことができる。

とはいえ、貨幣の流通手段機能を第一義的に重視し、その媒介性に着目して貨幣生成を論じたメンガーの議論と、商品の価値表現に着目して貨幣生成を論じたマルクスの議論にかなりの隔たりがあることも事実ではある¹¹⁾。また、現行版『資本論』において、マルクスは貨幣の生成を二箇所

⁹⁾ この特性は具体的には Menger[18]S.249-50., 訳 390-1 頁で 5 つ挙げられているが、その軸は希少性に据えられており、それを基礎にして、その商品を所持していることによってもたらされる「名声や権力」(Menger[18]S.249., 訳 390 頁)、「贈与や貢納」(Menger[18]S.250., 訳 391 頁)に用いられること、輸出入の対象になることが論じられ、それゆえ「市場性に富む」(Menger[18]S.249., 訳 390 頁)と考えられていると解することができる。

¹⁰⁾ ただしメンガーにあっては、この段階の「市場性の最も豊かな諸財」は、いまだ「流通手段 (Zirkulationsmittel)」として捉えられているわけではないという点は注意しておきたい。
「もしもそれらが交換を媒介するという目的のために一時的に用いられるだけで、受領者たちは、それを消費したり、みずから使うことが慣習的であるとすれば、それはまだ流通手段ではない。受領者たちによっても通例交換を媒介する目的に再使用され、したがって、市場にいつまでも滞留し循環することによってはじめて、それは流通手段になるのである」(Menger[18]S.243., 訳 382 頁)

¹¹⁾ この両者の相違は、両者の価値概念の相違から生じているといえるだろう。メンガーは、貨幣を「価格度量器 (Preismesser)」として捉える見解が、次のことを前提しており、それは誤りなのだという。すなわち、「交換されるべき財の中に交換以前にすでにある交換価値分子量

で、一つは価値形態論で、もう一つは交換過程論で論じていると見ることができるが、そこで述べられている言説が、貨幣を、交換過程の自生的産物として捉えていたものとして解しうるのはかという問題は、当然検討されるべきであろう。

たとえば現行版『資本論』において、マルクスは一般的価値形態の特徴について、いわゆる単純な価値形態と拡大された価値形態との比較を行ないながら次のように述べる。

前のほうの二つの形態は、商品の価値を、ただ一つの異種の商品によってであれ、その商品とは別の一連の多数の商品によってであれ、一商品ごとに表現する。どちらの場合にも、自分に一つの価値形態を与えることは、いわば個別商品の私事であって、個別商品は他の諸商品の助力なしにこれをなしとげるのである。他の諸商品は、その商品にたいして、等価物という単に受動的な役割を演ずる。これに反して、一般的価値形態は、ただ商品世界の共同の仕事としてのみ成立する。一つの商品が一般的価値表現を得るのは、同時に他のすべての商品が自分たちの価値を同じ等価物で表現するからにほかならない (Marx[21]S.80., 訳(1)125頁)。

ここで着目すべきは、単純な価値形態なり拡大された価値形態が、「個別商品の私事」として捉えられているのに対して、一般的価値形態が、「商品世界の共同の仕事」として捉えられている点であろう。要するにここでは、諸商品がある商品で統一的に価値を表現することによって、一般的価値形態が成立するということが述べられている。しかしながら、この限りでは、「商品世界の共同の仕事」がどのようにしてなされるのかという点までは明らかになってはいない。同じ問題は、交換過程論における次の言説のうちにも存する。

太初に業ありき。だから、彼らは、考えるまえにすでに行なっていたのである。商品の本性の諸法則は、商品所持者の自然本能において自分を実証したのである。彼らが自分たちの

が含まれ(財に「包含され」)、この交換価値分子量は価格形成以前に貨幣単位の交換価値によって(貨幣単位で示される抽象的な交換価値量によって)測定され、かくして交換されるべき財の「価値の均等」が確保される、という見解は、空想の産物である」(Menger[18]S.288., 訳 438頁), と。

ここでメンガーは、商品に本来的に内在する価値なるものは存在しないと述べているのであるが、このように考えるならば、商品の価値表現に着目して貨幣の生成を論じるマルクスの議論は取りえないであろう。またメンガーは、交換者の目標について次のように述べる。「交換財の「価値均等性」をうみだすことは、それがどのような意味で解釈されようとも、交換をおこなう人の目標ではない。契約当事者は双方とも、通常はむしろ、自分たちの欲望満足を交換取引がない場合以上に改善し、より完全に保証するため、あるいは利潤をえるために交換をおこなうのである」(Menger[18]S.287-8., 訳 437-8頁)。

つまり、交換を行なおうとする人の関心は、自らの「欲望満足」の改善にあるのであって、等しい価値の交換を行なおうとするところにはないのだとされている。このように考えることから、メンガーの貨幣生成論においては、交換媒介物としての側面が重視されることになるのだと考えられる。

しかし、自らの「欲望満足」を改善するために、各主体が他の主体に対して提示する交換要求は、彼らがそれと意識していないとしても、その意味することは、自らが所有する商品の価値を表現していることになるように思われる。マルクスの貨幣生成論は、この点に着目するものであったと考えられるのであり、交換の前には、価値表現の問題が存在するであろうと筆者は考える。

商品を互いに価値として関係させ、したがってまた商品として関係させることができるのは、ただ、自分たちの商品を、一般的等価物としての別の或る一つの商品に対立的に関係させることによってのみである（Marx[21]S.101., 訳(1)159頁）。

この引用文は、商品所有者が自分の商品を一般的等価物にしたいと考えるならば、どの商品も一般的等価物になることはできず、したがって一般的価値形態が成立することはないということが論じられた後で述べられている¹²⁾。ここでは、商品所有者にとって商品が商品であるのは、それらが一般的等価物と関係する限りにおいてそうなのだということがいわれている。そしてそのことを、商品所有者は、「考えるまえにすでに行なっていた」のだとされている。これをマルクスは、「商品所持者の自然本能」とも呼んでいる。ここから、一般的等価物である貨幣が、交換を余儀なくされる商品所有者の交換行動によって自生的に生成されるものであるという含意を汲み取ることもできなくはない。しかし、「商品所持者の自然本能」を、商品所有者相互が貨幣を創り出すために意図的に取り結ぶ、協定や取り決めを行なう情動と解する場合には、マルクスとメンガーは、貨幣の生成に関しても対極に位置するということにもなるだろう。

しかしながら次の言説には、マルクスが「商品所持者の自然本能」を、そうした協定や取り決めを行なう情動として考えていたわけではないという点が明示されており、上の2つの引用文は、この点を考慮して解釈されるべきであろうことを窺い知ることができる。

国家が協定によって発生するのではないのと同様に、貨幣も協定によって発生するのではない。貨幣は、交換から、交換のなかで、自然生的に発生するのであり、交換の産物である（Marx[22]S.97., 訳150頁）。

この1857-58年の経済学草稿の言説に基づいて、「商品世界の共同の仕事」や「商品所持者の自然本能」、そして貨幣を考えてみるならば、それは「協定」とは異質の、「交換から、交換のなかで、自然生的に発生する」ものであるとマルクスが考えていたであろうことを察することができる。つまり、マルクスにとっても貨幣は、交換過程そのものから内生的に生成するものとして捉えられているといえよう。

1.2 貨幣生成の外生説

以上のように、貨幣生成の契機を、交換過程そのものの内に求める、内生説 と呼びうる議論が一方の極に存在する。では、その対となる 外生説 とでも呼ぶべき議論は存在するだろうか。

前項で取り上げたメンガー（Menger[18]）には、この点に関しての紹介が存する。メンガーによれば、前項でみた 内生説 的な貨幣生成論は、比較的新しい議論なのだとされる¹³⁾。その一方で、外生説 的な貨幣生成論は、プラトン（Plato）、より明確にはアリストテレスにまで遡ることができるのだという。

¹²⁾ Marx[21]S.101., 訳(1)158-9頁を参照。

¹³⁾ Menger[18]S.334-5., 訳491-2頁を参照。

アリストテレスの貨幣生成論 確かに、前章で取り上げたアリストテレスの言説からは、外生説的な貨幣生成論を読み取ることができる。たとえば『ニコマコス倫理学』第5巻第5章において、交易は「両者の所産の間に比例に即しての均等が与えられ、その上で取引の応報が行なわれることによって」(Aristotle[16]1133^a., 訳 187 頁) 実現されることがまず論じられる。そして、交易は同種の人間の間で執り行なわれるものではなく、異なった人間の間で行なわれるものであることが述べられて、医者と農夫が引き合いにだされる¹⁴⁾。その上でアリストテレスは次のように論じる。

かえってこれらのひとつとは均等化されることを要するのである。交易さるべき事物がすべて何らかの仕方で比較可能的たることを要する所以はそこにある。こうした目的のために貨幣は発生したのであって、それは或る意味においての仲介者となる (Aristotle[16]1133^a., 訳 187 頁)。

ここで論じられていることは要するに、医者と農夫が交易を行なうためには、彼らが互いに給付する事物が、比較可能になっていなければならないということであり、そのために貨幣は発生したのだとされる。ではその発生とは、アリストテレスにおいては、どのように考えられていたのだろうか。

前章で見たように、アリストテレスは、交易が行なわれるためには事物が「一つのものによって計量されることを要する」と考え、その一つものとは「需要」であり、そしてそれを「代弁する」のが貨幣なのだと考えられていた。一部重複する箇所もあるが、この点についてのアリストテレスの言説を、もう一度引いておけば次のようになる。

あらゆるものがある一つのものによって計量されることを要するのである。この一つのものとは、ほんとうは、あらゆるものの場合を包むところの需要にほかならない。けだし、もし必要が少しも存在しないか、ないしは双方に同じような仕方においては存在しないならば、交易は成立せず、ないしは現在のような仕方での交易は成立しえないであろう。しかるに、申しあわせに基づいて、貨幣が需要をいわば代弁する位置に立っている。さればこそまたノミスマという呼称をそれは有しているのである。それは本性的ではなくして人為的であり、すなわち、これを変更することや、これを役に立たないものにするはわれわれの自由なのだからである (Aristotle[16]1133^a., 訳 188 頁)。

ここで注目したい問題は、事物に共通な同質性が内在するか否かという、前章で考察した点ではなく、貨幣が「申しあわせに基づいて」発生したと捉えられている点であり、より端的にいえば、意図された創造物として捉えられているという点に存する。引用の後半部分では、貨幣に変更を加えることや廃棄することも自由なのだとして述べられているが、そうした主張が可能なのも、貨幣が意図的された合意に基づくものであればこそといえよう。そしてこの点をもって、アリストテレスの

¹⁴⁾ Aristotle[16]1133^a., 訳 187 頁を参照。

貨幣生成論を 外生説 と位置付けることは可能であると思われるが、なお若干の考察も要するところでもある。

それは、『政治学』におけるアリストテレスの貨幣生成論に関係がある。

すなわち、『政治学』においてアリストテレスは、「財産を取得する術」(Aristotle[17]1256^a., 訳 47 頁)には二種類のものがあり、「そのうち一方は自然によってあるものだが、他方は自然によってあるのではない」(Aristotle[17]1257^a., 訳 51 頁)と考える。また、こうした「財産を取得する術」を、アリストテレスは「獲得術」とか「取財術」と呼ぶ¹⁵⁾。

アリストテレスは、貨幣の生成を、「自然によってあるのではない」「獲得術」の問題点を論じることを念頭に置きながら、「自然によってある」「獲得術」の次元において論じていくのだが、しかしその論理には、整合性の面において難があると考えられる。

アリストテレスは交換を、「人間たちがあるものは充分以上にもち、或るものは充分以下にもっているという事情から起った」(Aristotle[17]1257^a., 訳 52 頁)とし、そのそもそもの発端においては、「人々は自分たちにとって充分であるだけのものを得るためにのみ交換をなしたに違いなかるう」(Aristotle[17]1257^a., 訳 52 頁)と考える。またその前提として、「人々はいくつかの独立な家に別れて」(Aristotle[17]1267^a., 訳 52 頁)いるのだとされる。そしてこのときに行なわれるのは「物々交換」であるとされ、次のように論じられている。

ここに物々交換というのは有用なものがそのまま有用なものと取り替えられるだけで、それ以上には出ないからである。例えば食物の代りに酒か或はその他のかようなものを与えたり受取ったりして取り替えるのである。だからかような交換術は自然に反したものでなく、取財術の一種でもない (Aristotle[17]1257^a., 訳 52 頁)

ここからは、「自然に反した」「交換術」として「取財術」が位置付けられており、その一方で、「物々交換」は「自然に反した」交換とは考えられていないという点を読み取ることができる。「例えば食物の代りに酒か或はその他のかようなものを与えたり受取ったりして取り替える」という言説から推して、アリストテレスにおいては、物々交換は、「必要欠くべからざる」(Aristotle[17]1258^a., 訳 55 頁)部分についての交換であったことが窺える。また、アリストテレスにおいては、この後で引用する「相互扶助」という文言にも見られるように、いわゆる物々交換に付いて回るはずの欲望の二重の一致の困難 が必ずしも念頭に置かれていないと解される。つまり、アリストテレスが想定する「物々交換」は、互酬的なそれが抽象されていたであろうことが推察されるのだが、ともかくそうした「物々交換」が、家 と 家 との間ではなく、国 と 国 との間で執り行われるようになると、そこに貨幣が発生し、「自然に反した」「獲得術」(「取財術」)である「蓄財」(貨殖)が生じるのだとされる。

上記引用文に続けて、アリストテレスは次のように論じる。

けれども、これから然るべき道理によってかの取財術は生じて来たのである。というのは

¹⁵⁾ Aristotle[17]1257^a., 訳 51-3 頁を参照。なお、アリストテレスが用いる「取財術」の意味が多義的であるという点については、訳書 387 頁を参照されたい。

欠けているものを輸入し、余分に持っているものを輸出することによって、相互扶助が今までよりも国と国との間で行なわれるようになったとき、必然に貨幣の使用が工夫されるに至ったからである。というのは自然によってもたらされる生活必需品はいずれも持ち運びに容易でないからである。ここから、それ自ら有用なものの一つであって、生活のために取扱い易いという効用を持っているようなもの、例えば鉄とか銀とか或は何か他にそういうようなものがあれば、そのようなものを交換のためにやったり、取ったりしようということを相互の間に取りきめた (Aristotle[17]1257^a., 訳 53 頁)。

ここでアリストテレスは、「国と国との」交易が行なわれるようになると、「貨幣の使用が工夫される」ようになるのだという。その契機として、「生活必需品はいずれも持ち運びに容易でない」という点が挙げられているが、この論理をいかに解釈するかということは一つの問題となるであろう。

というのも、ここでいわれている「生活必需品」とは、「国と国との」交易で取引される「生活必需品」のことを指していると思われるが、先の引用部分とのつながりにおいてこの引用部分を解釈するならば、この「生活必需品」は、双方にとっての余剰物を意味すると同時に、双方にとっての不足物を意味することになるだろう。そしてそうであればこそ、交換が行なわれるのだとアリストテレスは考えたのであった。とすれば、そうした「生活必需品」は、持ち運びが容易である / 容易でないに関わらず、必ず双方に持ち運ばなければならない事物だということになるだろう。しかるにアリストテレスは、そうした事物に替えて、「鉄とか銀とか」といった「それ自ら有用なものの一つであって、生活のために取扱い易いという効用を持っているようなもの」を、「交換のためにやったり、取ったりしようということを相互の間に取りきめた」と考える。

繰り返しになるが、アリストテレスにとって「物々交換」とは、双方の余剰を取り替えることによって、双方の不足を充足するものとして捉えられていた。しかしそうであるとすれば、この「物々交換」に貨幣が入り込む余地は存在しないだろう。また、「持ち運びに容易でない」云々という論点も、このときには問題にはならないだろう。なぜなら、双方がお互いの事物を欲しているのだから、それら両事物の移譲は必須になるであろうからである。

つまり『政治学』においてアリストテレスは、彼が考える「物々交換」を起点にして貨幣の発生を論じているように見えるものの¹⁶⁾、実質的には、そうした「物々交換」とは異なった論理に基づ

¹⁶⁾ シュンペーター (Joseph Alois Schumpeter) はこの点に着目して、アリストテレスの貨幣理論が、「少くとも遠くアダム・スミスに至るまで、この問題に関してその個人的影響が認められる」(Schumpeter[20]p.63., 訳 125 頁) のだとする。また、本文で見たアリストテレスの議論が次のように要約されている。

「およそ共産主義を除くすべての社会には、現実に財貨や用役の交換がみられる。この交換は、まず第一に、物々交換の形態をとるのが「自然的」である。ところが他人のもっているものを欲する人が、この他人の欲するものを持っていない場合がある。従って人は次につづく物々交換によって、自己の真に欲するものをうるために、ひとまず自己の欲しないものをも交換において受けとる(間接交換)ことが、必要となる場合も少なくないであろう。ここにおいて人々は明白な便宜のために、默契によるか・立法的措置によるかは別としても、ある一つの商品　アリストテレスは人々が一つ以上の商品を選ぶかもしれぬという可能を考えなかった　を、交換の手段として選ばうという気になるであろう」(Schumpeter[20]p.62., 訳

いて、貨幣が導出されているように解されるということである。

では、その異なった論理とは何か。それは、『ニコマコス倫理学』第5巻第5章の次の一節から読み取ることができるだろう。

貨幣は、たとえ、われわれがいまのところは何ものをも必要としなくとも、もし何ものかの必要が生じたときにはそれが手にはいるという未来の交易のためのいわば保証として役立つ。貨幣をもってゆけば所要のものを得られるはずだから (Aristotle[16]1133^b., 訳189頁)。

ここでは、先に見た、アリストテレスが考える「物々交換」とは異なった想定の下に貨幣が考察されているといえるだろう。先の想定においては、双方の不足は、双方の余剰を取り替えることによって充足されるとされていた。それに対してここでは、一方の不足が、他方の余剰によって充足されることが論じられている。そして、不足を充足させる側から提供されるものとして貨幣が捉えられていると見ることができる。言い換えれば、余剰Aを提供する側に不足Bが存在しないとしても、余剰Aの見返りとして貨幣を受け取ることによって、交換が行なわれることがここではいわれている。そして貨幣を受け取った側は、将来時点において不足Bが生じる際に、貨幣と引き換えにその不足を充足するのだとされている。

ここでアリストテレスは、事実上、欲望の二重の一致の困難を解消するものとして貨幣を位置付けていると見ることができるが、問題は、ではこの貨幣はどのようにして生じたのかということになる。それはアリストテレスにおいては、先に見たところから、「申し合わせに基づいて」ということになるだろう¹⁷⁾。

さて、以上のことを鑑みても、アリストテレスの貨幣生成論は、交換過程そのものに即した自然発生的な内生説ではなく、意図された創造物という意味での外生説として位置付けられることになるだろう。そしてその議論は、各商品所有者の交換要求行動に即して貨幣が導出されているわけではないという点で、内生説の対極に位置付けられよう。しかしながら、アリストテレスの生きたギリシャ社会が、商品交換を通して社会編成を行なっていなかった社会であるとするならば、その貨幣理解をもって資本主義経済の貨幣に臨むことは、逸脱であるとも見ることができない。

122-3頁), と。

ここではアリストテレスの貨幣生成論が、「間接交換」を軸にして解釈され、事実上の「交換の手段」が、「黙契」・「立法的措置」に先立って生成される、つまり内生説的な生成論として捉えられていると見ることができるだろう。もっともシュンペーターの主眼が、貨幣学説を、実在物と結び付ける「金属学説」と、実在物と結び付けない「表券学説」とに二分する点にあり、「表券学説」の源流としてプラトンを、そして「金属学説」の源流としてアリストテレスを位置付けんとする問題関心からするならば、上で見た解釈も故無しとはしえないところではあるだろうが、筆者はアリストテレスの貨幣生成論を外生説として解したい。

¹⁷⁾ ただしアリストテレスにおいては、「申し合わせに基づいて」貨幣とされるものは、「鉄とか銀とか或は何か他にそういうようなもの」と考えられていたのであり、次に見るクナップ(Georg Friedrich Knapp)のように、「表券」をもって貨幣(クナップにおいては「表券的支払手段」)に申し合わせると考えられていたわけではない。シュンペーターが「金属学説」としてアリストテレスの貨幣理解を捉えたのも、この点が関係していたといえるだろう。

では時代を下って、商品交換が広範に行き渡った社会を目の当たりにしつつも、外生説的な貨幣生成論を唱えた論者を見出せるだろうか。その例証として、クナップの貨幣生成論を挙げることができる。しかし、クナップの議論のうちには、内生説と外生説との関連を問う糸口もまた見出すことができるだろう。

クナップの貨幣生成論『貨幣国定学説』において、貨幣は、その書名に端的に示されているように、国家の創造物として捉えられる。それはクナップ自身が見聞した紙幣流通を、一貫した貨幣理論のうちに包含しようとする問題関心に基づくものであったと見ることができるが¹⁸⁾、しかしそうであるからといって、クナップが紙幣制度の設立を推奨していたと理解することはできない。

例えば 1866 年のオーストリアの政府紙幣において見るがごとき、純然たる紙幣を我々は推挙せんとは夢想だにせざるところである。国家が正貨を維持したいと思い、そのための権力を持ちたいと思うのはもっともなことである。それに私は、正常な状況下において、なぜ我々が金本位制を放棄すべきなのかその理由を知らない (Knapp[19]S.1., 訳 1 頁)。

見られるように、クナップは純粋な紙幣制度を称揚しているわけではない。またクナップは、紙幣を「墮落 (Entartung, degeneration)」(Knapp[19]S.2., 訳 2 頁) した貨幣としても捉えている。しかし、そうした紙幣のうちに、貨幣の本質を探る鍵が存するのだとも考える。

紙幣は怪しげで、危険ですらある貨幣かもしれないが、最も悪しき貨幣であるとしても、それが悪貨幣であるためには必ず貨幣でなければならないため、理論のうちに包括されるべきである (Knapp[19]S.1., 訳 2 頁)。

ここでクナップは、仮に紙幣が悪貨幣であるとしても、「それが悪貨幣であるためには必ず貨幣でなければならない」という観点を押し出すことによって、紙幣も貨幣の一形態に他ならないとしている。では、クナップが考える貨幣とは何か。

クナップは、種々の貨幣制度を、自らが案出した用語法によって分類し、そのことを通して貨幣とは何かという問題に接近する。このため、必ずしも馴染みやすい議論になっているとは思われないが、しかしクナップ自身の結論は、以下の文言に尽きるであろう。

貨幣は常に表券的支払手段 (chartale Zahlungsmittel, Chartal means of payment) を意味する。全ての表券的支払手段を我々は貨幣と呼ぶ。貨幣の定義はすなわち、表券的支払手段である (Knapp[19]S.31., 訳 48 頁)。

ここでは、貨幣とは表券的支払手段であるということが三回繰り返されており、それだけにクナップの貨幣規定が端的に表明されていると見ることができる。しかし、ここで確認すべきことは、「表券的支払手段」とは何かという点であろう。独自の用語を駆使して提示されるこの貨幣規定を厳密に理解するためには、クナップが案出した概念と、その歴史分析に沈潜するほかないとも

¹⁸⁾ 「貨幣制度の問題について最初の印象を受けたのは、1861 年の夏、当時ただ紙幣のみが流通していたチロルを旅行したときであった」(Knapp[19]S.V., 訳 1 頁 (著者序文))。

考えられる。しかしそこでいわんとされていることは、国家による支払手段の指定 という論点を軸にして見通すことができるであろう。

ただクナップ自身は、これに加えて、国家による価格単位の制定 という論点を絡めながら議論が展開されているのだが、「表券的支払手段」そのものの導出は、国家による支払手段の指定 という一軸のみで導き出すことができると考えられる。以下では、このことを念頭に置きながら、「表券的支払手段」がどのような論理によって導き出されているのかを概観しておきたい。

まずクナップは、一社会における商品交換を次のように把握する。

一社会圏内、例えば国家において、全ての財は一定の財の一定量、例えば銀の一定量と交換されるということが慣習的であり、そのことが次第に法制によって承認されるようになれば、そのとき銀は、狭い意味における交換財 (Tauschgut, exchange-commodity) となる。それゆえその交換財は、それが適用される圏内で一般的交換財と呼ばれる (Knapp[19]S.3., 訳 4 頁)。

ここでは、法制による承認に先立って、ある一商品を媒介にした交換が「慣習的」に存在するという点と、国家はその慣習を、法制によって追認するという点が論じられている。そしてそのことによって、この「交換財」は「一般的交換財」になるとされている¹⁹⁾。

このように「一般的交換財」成立の契機を、国家の承認に求める点をもって、クナップの議論を外生説 と位置付けることもできなくはないが、その一方で、「慣習的」に存在するとされる「交換財」が、交換過程において自然発生的に生じると解するならば、その限りにおいて彼の議論は、内生説 と対立するものではないと考えることもできる。またそもそも、「銀の一定量と交換されるということが慣習的であり、そのことが次第に法制によって承認される」という部分の意味を、いかに解釈すべきかという点も一つ問題になりうるであろう²⁰⁾。しかしここで注目したいことは、紙幣をも十全な貨幣範疇として組み入れようとするクナップにおいては、「一般的交換財」は「交換手段」の下位概念として捉えられており、「表券的支払手段」を規定する十分条件とは考えられていないという点である。

この点についてクナップは次のように述べる。

ある物が商品であるためには、法制によって定められる支払手段としての用途に加えて、それが技術や産業の分野でも利用可能な物でなければならないが、このことは、あらゆる支払手段に当てはまることではない。技術者の目に映る紙幣は一片の紙であり、他の産業的な利用をなしえない物の一例である。それゆえ、それらは交換手段 (Tauschmittel, means of exchange) ではあっても、交換財ではない (Knapp[19]S.3., 訳 5 頁)。

¹⁹⁾ クナップのいう「狭い意味における交換財」は、法制が適用される圏内における「一般的交換財」に対応するが、その対概念になるであろう 広い意味における交換財 とは要するに、「一般的交換財」以外をも含めた諸商品ということになるだろう。

²⁰⁾ この点の検討については次項で行なう。

引用の後半部部では、紙幣が「交換手段」として機能しているという現実が念頭に置かれ、一片の紙である紙幣には、「交換手段」以外の使用価値を見出しえないという点が述べられている。つまり「交換手段」は、必ずしも実質的な使用価値を具えた商品である必要がないことが指摘されたかたちになっているのだが、その際に問題になるのは、そうした紙幣に代表される純然たる「交換手段」が、どのような回路を経て流通界に登場するのかという点であろう。

この問題に対するクナップの回答を約言すれば、引用の前半部分で述べられている「法制によって定められる支払手段」²¹⁾という点に尽きると思われるのであり、クナップが、いきなり流通界に紙幣を「交換手段」として投げ込むことができると考えていたわけではないという点は注意したい。では、いかにして紙製の「交換手段」が登場するに至るのだろうか。この点に焦点を絞ってクナップの議論を概観してみるならば、それはおよそ以下のようなことになる。

まずクナップは、商品売買において、支払が直ちに行なわれるわけではないという点に着目して次のように述べる²²⁾。

支払が直ちに行なわれないならば、そこにはある額の支払義務、つまり債務が存在する。法の維持者としての国家は、この技術的ではない法律的な現象に対して、明白な態度をとる。国家は裁判所を通じて、債務の訴訟権を与える（Knapp[19]S.9., 訳 14 頁）。

ここでいわれていることは次のことであろう。国家が「一般的交換財」としてたとえば銅を承認しているとして、a 量の A 商品が売買される場合を考えてみるならば、このとき、売り手である A は、買い手である B に a 量の A 商品を引き渡すだろう。そしてその価格が 10g の銅であるとすれば、B は A に対して 10g の銅を支払わなければならない。しかしながら、この支払が直ちに行なわれない場合には、B は A に対して 10g の銅の支払義務、つまり債務を負う。しかし B が 10g の銅の支払を A に行なわない場合には、国家は、A に法的な権利を与える旨がここでは述べられているといえるだろう。

さて、B の A に対する支払は、この限りにおいては、10g の銅によって行なわれるほかないだろう。しかし、統治機構が介在することによって、そこには 2 つの支払制度が発生しうるのでクナップは考える²³⁾。

21) クナップが考える 国家による支払手段の指定 には二様の意味が存在する。一つは、国庫に対する支払における 支払手段の指定 であり、もう一つは、国庫に対する支払以外における 支払手段の指定 である。

このため、国庫に対する支払手段は A であり、それ以外の取引に用いられる支払手段が B であるという状況もありうる。このとき、国家によって B の受領強制が指示される場合、B には強制通用力が付与されていることになる。なお、この他にもクナップは、種々の貨幣の職能的分類を行なっているが、その点については Knapp[19] 第 6 節を参照されたい。

22) 「理論家は支払が直ちに行なわれると考える傾向がある」(Knapp[19]S.9., 訳 14 頁)。

23) 支払手段に関して、クナップはいくつかの分類を行なうが、大分類としては「秤量的」か「公布的」(ないし「表券的」)かという観点から区別がなされている。つまり、支払の度毎に支払手段の素材内容が測定されるのが「秤量的」な支払手段であり、そうした測定を行なうことなしに受け取られる支払手段は、「公布的」ないし「表券的」とされている (Knapp[19]S.35., 訳 55 頁, Knapp[19]S.62., 訳 98 頁を参照)。

ただし、支払手段が「秤量的」か「公布的」(ないし「表券的」)かということの区別は、い

広範は歴史的事例の記述に加えて、「金属論者」の誤謬を指摘することが念頭に置かれながら自説が展開されていくため、クナップ自身の論理を辿ることは必ずしも容易ではないが、一つ目の支払制度として、「秤量的」な支払制度が挙げられる²⁴⁾。それは、10gの銅そのものの支払を行なう制度であり、この場合、先例のBは支払に際してまさに10gの銅をAに支払うことになる。

もう一つの支払制度として、「公布的」ないし「表券的」な支払制度が挙げられる。そしてこの制度のもとにおいて、クナップが貨幣と考えるところの「表券的支払手段」が出現するのだとされる。

その核心は、先にも若干触れたことではあるが、国家が支払手段の指定を行なうという点に存すると見ることができる。もちろん、次項で検討することでもあるが、「一般的交換財」の秤量をもって支払が行なわれる「秤量的」な支払制度においても、国家が「一般的交換財」を支払手段に指定することは前提されるであろう。しかし、「秤量的」な支払制度においては、国家のこの権能が積極的な意義を発揮しているとは見ることができない。なぜなら、支払が「一般的交換財」の秤量によって行なわれるとすれば、支払手段は必然的に「一般的交換財」にならざるをえないからである。

他方で、「公布的」ないし「表券的」な支払制度においては、国家が有するこの権能が実質的な意義を発揮することになるとクナップは考える。では、「公布的」ないし「表券的」な支払制度とは何か。この支払制度は、「定形主義 (Morphismus, Morphism)」を前提するのだとされる。

我々の法制は、これこれの形態を具えた箇片のみが支払手段として許容される旨を規定する。箇片の特徴は法律によって定められる。……

現在一般に用いられている支払手段は、法律上の意味においてこの形態を有している。それらは「定形的」である (Knapp[19]S.22., 訳 34 頁)。

何が支払手段であるか否かの境界を定めるに際して、この形態および記号が重要になるやいなや、定形主義が成立する (Knapp[19]S.22., 訳 35 頁)。

ずれの支払方法を採用するのかという 制度 によってもたらされると考えることができる。このため、クナップが支払手段について行なっている区別は、制度 の区別として捉えることができるだろう。

なお、終局的な支払方法として、クナップは「振替支払」を挙げるが、その際には、「表券的支払手段」の授受、つまり貨幣の授受なくして、帳簿上にて支払が完済されるとされるが、このとき重視されるのが 価格単位 になる。この点についてクナップは次のように述べる。

すなわち、振替支払は「いかなる貨幣なくしても可能である。しかし、価値単位を移転する何らかの取り決めなくしては、支払取引は不可能である」(Knapp[19]S.143., 訳 218 頁)。ここでは、振替支払を可能ならしめる制度的要件が整っているならば、債務者の資産勘定を減らし、債権者の資産勘定を増やすという、「価値単位」の帳簿上での移転が可能になることが述べられている。そしてこの取引においては 貨幣 は必要ないのだともされている。「表券的支払手段」を貨幣と定義するクナップにおいては、この議論は至当であろう。

しかし、「単位」こそ 貨幣 と見ることができるようになる。この点については、次章で考察したい。

²⁴⁾ より具体的な名称としては、「金属秤量制 (Autometallismus, Autometallism)」という用語が充てられている。「金属秤量制は、金属をただ素材として認め、その箇片の形態に関してはなんら法律的顧慮を行なわない。この素材の分量は、ただ物理的方法で測定される。金属の場合には秤量によって測定される。このため交換財は、常に秤量されて債権者に渡される」(Knapp[19]S.4., 訳 6 頁)。

つまり「定形主義」とは、ある一定の形態を具えた筒片を、国家が支払手段に指定することでありとまとめることができるだろう。この権能によって国家は、「一般的交換財」とは異なった素材を、支払手段として指定することが可能になる。そしてこの論理を拡張していけば、国家は、たとえば銅 1g と印刷した紙券を発行し、それを支払手段として充用すべきことを指定することもできるだろう。もちろん、国家がそうした紙券を支払手段に指定するに至る経緯は、歴史的に把握されるべきであろうし、また、国家が紙券を支払手段に指定するという問題は、国家自身がこの紙券で支払を行なうようになるという問題に繋がっていくことになると考えられ、その是非についても検討される必要はあろう²⁵⁾。

しかし、支払手段を国家が指定できるという権能によって、支払は、その時々指定された支払手段で行われるようになる。「公布的」ないし「表券的」的な支払制度とは、煎じ詰めればこのような支払制度と考えることができる。

そこで、このような措置を国家が実際に行なったとしよう。この場合、B の債務が、たとえ「一般的交換財」である銅そのものが支払手段として指定されており、かつ銅の秤量によって支払が行われる制度下で生じた債務であったとしても、その支払は、国家が新たに支払手段として指定した、銅 1g と印刷された紙券の 10 枚で行なわれることになるだろう。ただし、この制度下においても、支払を受ける A が、10g の銅そのものの支払を要求する場合もありうる。しかしそれが可能であるためには、債権債務関係が発生したときにその旨を明示していなければならないのだとクナップはいう。

もしその債務が実質債務として考えられるべきであるならば、その旨を明示的に要求する約款が必要である。この約款が欠けている場合には、その債務は名目債務である。……だから、債務の実質性は明示的に表示されなければならないし、はっきりしない場合には、国家は支払手段債務の名目性を前提する (Knapp[19]S.16-7., 訳 26 頁)。

つまり、A と B の間で、支払は 10g の銅で行なう という取り決めがなされている場合には、B の A に対する支払は「公布的」ないし「表券的」な支払制度の下においても、10g の銅そのもので行なわれなければならない。その一方で、支払は支払手段で行う と取り決められている場合には、B の A に対する債務は、実質的には 10g の銅ではあるものの、その返済は、国家が指定した支払手段 (この場合には 銅 1g と印刷された紙券 10 枚) で行なわれるのだとされる²⁶⁾。

²⁵⁾ 「公布的」ないし「表券的」支払制度に関するクナップの考察は、「秤量的」支払制度との交錯的な比較に基づいて行なわれており、さらには 国家による価格単位の制定 という論点と絡められながら展開されているため、本文の例のように単純化されているわけではない。また、本文の例では国家が紙券を発行する場合を想定したが、国家が指定する支払手段は、必ずしも国家が発行したものに限られるわけではないという点は注意したい。この点については、銀行券を支払手段として指定する場合を論じた Knapp[19] 第 8 節を参照されたい。さらに、本文の例では 銅 1g と印刷された紙券を考えだが、この紙券は兌換を必然とするものではなく、不換であることも排除されない。ただし、この紙券が不換であり、これを用いて国家が支払を行なう場合には、その取引は事実上の接收を意味することになるだろう。

²⁶⁾ 「国家の立場から見れば、支払手段債務はその時々支払手段によって支払われるべき債務である」(Knapp[19]S.12., 訳 18 頁)。

そして事ここに至れば、支払手段は「一般的交換財」に固定され続ける必要はなく、支払は、紙券をも包含する「表券」によって行なわれうることになるだろう²⁷⁾。それは、支払手段を指定するという国家の権能に基づく論理であり、「公布的」ないし「表券的」な支払制度とは、国家が有するこの権能が、積極的に活用された支払制度といえよう。クナップは、この制度における支払手段こそが貨幣、すなわち「表券的支払手段」になるのだと考えたのであった。

貨幣は法制の創造物である。貨幣は歴史の経過において甚だ多種多様な形態で現われている。それゆえ貨幣の理論は、ただ法制史的たり得るのみである (Knapp[19]S.1., 訳 1 頁)。

『貨幣国定学説』の冒頭ではこのように述べられている。「貨幣」が「表券的支払手段」であり、「表券的支払手段」が「法制」を前提することを踏まえるならば、この一句は、法制の創造物(「表券的支払手段」)は法制の創造物である という同語反復であることが分かる。

とはいえ、売り手から買い手へ商品の移譲によって売買取引の完了をもたらす、交換手段を導出する次元においてではなく、売り手から買い手へ商品が移譲された後にも取引が継続し、その決済をもたらす支払手段に着目するクナップの議論は、前項で見た 内生説 的な貨幣生成論とはその端緒が異なるとはいえ、交換過程からの自生的な生成としてではなく、それ以外の要因に基づいた「貨幣 (= 「表券的支払手段」) 生成を論じるものとして、 外生説 と位置付けることができるだろう。

しかしこうした両説の視点の相違は、 内生説 と 外生説 の相互排除性を示すものとしてではなく、両説の関連を問う糸口を与えるものと見ることができるだろう。言い換えれば、交換過程とその外部との関係という相において、両説は関連付けられるであろうと思われるのである。

²⁷⁾ クナップ自身の議論においては、ここに 国家による価格単位の制定 という論点が接続され、それとの関係にも言及しながら「表券的支払手段」が導出される。しかしながら、「一般的交換財」以外の素材によって支払が可能になるという論理自体は、国家による支払手段の指定 という論点のみで導出可能であろう。

クナップが提示した 国家による価格単位の制定 という論点の核は、価格単位が何らかの素材と結び付けられなければならないのか否かという点にあったといえる。たとえば、銅 1g = 1 匁 という価格の度量単位が存在しており、新たに 銀 1g = 1 分 という価格単位が制定されたとする。ここで問題になるのは、かつての価格単位である 匁 が、新たな価格単位である 分 のどれだけに相当するかということになるだろう。このとき、たとえば 銅 2g = 銀 1g という比率を国家が採用するならば、2 匁は 1 分に相当する ということになり、本文で考えた B の債務は、10 匁 から 5 分 と書き換えられることになるだろう。

クナップが問題にしたのはそこからもう一歩進んで、さらに 円 という価格単位を、国家は何ら素材と関係付けることなしに制定しうるのかという点であったといえる。この問題に対してクナップは、国家がたとえば 1 円は 5 分に相当する という比率を規定する限り可能であると考えた。この規定が与えられるならば、B の A に対する債務は、5 分 から 1 円 と書き換えられることになり、かつ 円 は、以前の価格単位との連続性を保ちつつも、それ自身の規定においては素材から解放された名称になる。

「名目論者」たるクナップのいわんとすることは、以上のものであったと考えられる。「この名称は、技術上の意味によって定義されうるだろうか？たとえば金 1 ポンドの 1/1395 がマルクというように。金属論者 (metalliste, metallist) はそのように定義する。もしくはこの名称は、技術上の意味によって定義することが絶対的に不可能なのだろうか？もしそうであるならば、他にどのように定義するのか？それを行なうのが名目論者 (nominaliste, nominalist) の仕事である」(Knapp[19]S.7., 訳 11 頁)。

1.3 内生説 と 外生説 との関連

では、内生説 と 外生説 とは具体的にどのような関連を有するのか。その糸口を、前項で見たクナップの議論の中に見出したい。

前項では、クナップの議論の軸を、国家による支払手段の指定 という点に求めて、彼の貨幣国定学説を概観した。その際クナップが、紙幣に代表される「表券的支払手段」を、国家が何の根拠もないままに、いきなり流通界に投げ込むことができると考えていたわけではないという点は留意したいと考えた。繰り返しになるが、クナップの言説を再度引用しておきたい。

—社会圏内、例えば国家において、全ての財は一定の財の一定量、例えば銀の一定量と交換されるということが慣習的であり、そのことが次第に法制によって承認されるようになれば、そのとき銀は、狭い意味における交換財となる。それゆえその交換財は、それが適用される圏内で一般的交換財と呼ばれる (Knapp[19]S.3., 訳 4 頁)。

前項でも若干述べたところであるが、ここでは、国家が「慣習」を承認するということが大枠では論じられている。しかし、「銀の一定量と交換されるということが慣習的であり、そのことが次第に法制によって承認される」という部分の意味は検討されるべきであろう。

一つの考え方として、「慣習的」に交換手段として機能している銀を、国家が交換手段として承認するという解釈を行なうことはできる。というよりも、この部分はそのような文意として読むことができるだろう。また、「社会的に」承認された交換財は、もちろん常に支払手段であり、それゆえ支払手段の概念のうちに含まれる」(Knapp[19]S.3., 訳 5 頁) という文言からも、国家はまずもって交換手段として銀を承認し、そのことが、支払手段としての指定をも含意するという文意として読むことができる。

しかし、もう一つの考え方として、前項で概観したクナップの議論を踏まえるならば、「慣習的」に交換手段として機能している銀を、国家は支払手段として承認するという文意に解釈することもできる。

「慣習的」に銀が交換手段として用いられている場合、そのこと自体を国家が承認するという論理も考えられなくはない。しかし、そうした承認を行なうことによって、国家自身も、銀を介して商品の購買を行なわざるをえなくなるとすれば、問題は、自らが交換手段として承認した銀を、いかに調達するかという点に絞られることになるだろう。そのための方法はいくつかありうるだろうが、ありうべき一つの方法として、国庫に対する支払を銀で行なうように指定することが考えられる²⁸⁾。

歴史的事実がどうであったかという問題はひとまず措いて、国家は、「慣習的」に交換手段として利用されている商品を、国庫に対する 支払手段 として指定することによって、その流通圏の商品を購買できるようになるだろう。国家は、銀を 交換手段 として承認する必要はなく、た

²⁸⁾ 他の方法として、銀を直接産出(その産出の仕方は様々であるといえ)することによっても、国家は「慣習的」な交換手段である銀を調達することができるだろう。

だ 支払手段 として指定するだけでことが足りることになる²⁹⁾。このことは、交換手段が「慣習的」にたとえば銀から金へと移行してしまった場合を考えてみても当てはまるだろう。このとき国家は、商品を購入するために銀ではなく金を調達しなければならなくなるが、その場合には、金を交換手段 として承認するよりもまず、金を国庫に対する 支払手段 に指定するであろう。

このように考えてみるならば、「銀の一定量と交換されるということが慣習的であり、そのことが次第に法制によって承認される」ということの意味は、銀をまずもって、国庫に対する 支払手段 として承認するという文意として読めることになるだろう。言い換えればクナップは、すでに存在している、ある商品を媒介にした交換過程に対して、統治機構がどのように関与していくのかを論じているのであって、その前提をなす、ある商品を媒介とする交換過程が、いかに形成されるのかという問題を、ひとまず考察の埒外に置いていると見ることができるのである。

一方、前々項で見た 内生説 は、「例えば国家において、全ての財は一定の財の一定量、例えば銀の一定量と交換されるということが慣習的であり」とクナップが論じる「慣習」が、どのような論理に基づいているのかという点に焦点を当てた議論と見ることができるだろう。そしてこのように考えるならば、貨幣生成の 内生説 と 外生説 とは、相互に排除しあう論理としてではなく、内生説 を基層にした重層的な論理として、両説は関連付けられることになるだろう。

つまり、内生説 に基づいて析出される 交換手段 としての商品貨幣は、外生説 において、国家によって 支払手段 として指定されることになる。そこに「定形主義」が介在することによって、商品貨幣は「表券の支払手段」となり、その端緒の素材から乖離しうる因子を与えられることになる。繰り返しになるが、クナップの 外生説 においては、貨幣商品（クナップはこれを貨幣と呼ばないが）の存在がひとまず前提され、それに対する国家の関与が論じられていると解しうる。クナップはその過程を、歴史的経過として追跡していることから推して、歴史的事実としての 内生説 と 外生説 との重層的関係は、事実上承認された上で議論が展開されているのだと見うる。

しかしながら、内生説 を基層とする両説の重層的関係は、資本主義経済の貨幣制度に通底する原理的關係として見ることもできるように思われる。ただ、そのように見ようとする際には、基層に位置するとされる 内生説 が何を意味しているのかという点は問われるところであろう。

資本主義経済の貨幣制度が、商品貨幣との繋がりを制度的に絶ちうるか否かという、現実性の相に引き付けてこの問題が考察される限り、内生説 にそれほどの意義を認めることはできまい。たとえば現代の貨幣制度に、内生説 によって導出される商品貨幣がなおも残存していると考えることには無理があろう。そのように考えるよりも、国家が支払手段を指定するという点に着目す

²⁹⁾ 「表券的支払手段」を貨幣と規定するクナップにおいて、貨幣は法制度としての 貨幣制度 と不可分の関係にあることの帰結として国家的でもある。クナップは、そうした国家的制度の識別を、何を基準にして行なうべきかについても考察しており、発行主体が国家であるか否か、また、法貨規定の有無をもって臨むべきではないという。

「貨幣は、国庫に向けた支払に受け取られるものであるという基準を採用するならば、我々は現実にも最も接近することができる。そういうわけで、国家に対しての支払をなすうる全ての支払手段は貨幣制度に属する。……国家の受領が貨幣制度の境界を定める」(Knapp[19]S.85., 訳 132-3 頁)。

る 外生説 の方が、現実に対する説明力を有しているといえる。

また、国家が支払手段を、たとえば単なる紙券に指定するとき、まずもってこの紙券を用いて自らの支払を行ない、そのことによってこの紙券が流通界に投入されることになると考えられるが³⁰⁾、このとき国家は、交換過程において事実上の接收を行なうことになる。しかし 外生説 は、そうした現実の実態さえも率直に説明することができるだろう。

さらに、発達した信用機構の存在が前提されとはいえず、現代の貨幣制度において紙券が貨幣機能を果たしうるのは、国家がそれを支払手段として承認しているからだという論理は、現実を端的に説明する議論として尊重されるべきだと考える。しかし問題は、そこからもう一歩進んで、仮にそうした統治機構の存在が前提されなければ、商品交換は生じえないのかという点に存する。

もちろん、何らの統治機構も想定せずに、孤立した経済人の交換行動を追跡するという 内生説 の貨幣導出の方法が、現実的かと問われれば、あるいは現実的ではないと応えざるをえないところではある。しかし、交換過程に統治機構が介入しているという 現実 から、商品交換は、統治機構が存在しなければ生じえないと考えることもまたできないところであろう。では、事物が商品形態を受け取らざるをえない社会において、商品交換を可能ならしめる論理とは何か。

その論理を考察するのが、貨幣生成の 内生説 だと考えられる。現実の貨幣制度において、およそ商品貨幣からかけ離れた事物が貨幣として機能していようと、それを透かして見るならば、そこにはスミスが論じ、メンガーが精緻化し、またマルクスもそのように考えていた、ある商品を媒介にして商品交換を行なおうとする営力が炙り出されることになると考えられる。貨幣生成の 内生説、つまり商品貨幣説は、この営力を論じたものとして、あらゆる資本主義経済における貨幣制度の基層に伏在する論理として位置付けられるであろうと考えられるのである。

しかしそうはいふものの、この点はいま少し検討される必要もある。というのは、そもそも 内生説 は、論理的な難点を抱えているのではないかという論点が提示されるに至っているからである。ここまでの議論に絡めていふならば、本項では 内生説 を、クナップが前提した「慣習」の中身を論じたものとして捉えたのだが、そもそも 内生説 によっては、その「慣習」を説明しえないのではないかという指摘がなされているということである。

2 内生説 批判の視点

本節では、貨幣生成の 内生説 に対して行なわれた批判的検討、具体的には岡部洋實の議論を概観していくことになる。岡部の議論を見ていくことによって、前節で述べた、 内生説 は商品流通の基層に位置するというときの 基層性 の意味が、より詳しく考察できるであろうと考えられるのである。

ただし、一口に 内生説 批判といっても、それは大きく二つの方向から提示されていると見ることができる。その一つは、本節で見えていく岡部において範例的に示されるように、経済人の交換要求行動に即したとしても、そのことによって貨幣を導出しえないという批判であり、これはご

³⁰⁾ この点についての簡明な模式は、岡田 [2]29-34 頁で論じられている。参照されたい。

く単純化して言い換えれば、前節で見たメンガーの議論の延長線上に貨幣を導くことはできないとする見解と捉えることができる。

もう一つの批判の型として、マルクスの価値形態論を貨幣生成論として見ることはできないという観点からの批判が提示されているが、この点の検討は次節で行なうことになる。

論点を先取りすることになるが、これら諸検討は、いずれもその切り口が異なるとはいえ、貨幣なき商品世界を想定し、そこから貨幣を 内生説 的に導出することはできないとする点では符合する。また、そこからさらに遡求してみると、商品に価値なるものは内在しないと見る点でも一致しており興味深い、以下ではこのことを念頭に置きながら、順を追ってこれら諸見解を見ていくことにしたい。

2.1 等価物の「重複」と主体の認知可能性

内生説 批判の一つの範例として、岡部洋實によって提起された議論を挙げることができる。「貨幣「制度」生成の論理」(岡部 [3])における問題提起は、山口重克「貨幣生成論にたいする批判の検討」(山口 [12])で提示された反批判によって、貨幣生成論に関する岡部・山口論争へと展開したといえる³¹⁾。

この論争を特徴付ける論点を、マルクスの価値形態論の用語に従って表現するならば、形態 II (いわゆる拡大された価値形態)から形態 III (一般的価値形態)への移行にまつわる問題としてひとまず理解することができる。とはいえ、岡部が検討を行なった直接的な対象は、マルクスの価値形態論を商品所有者の交換要求行動に即して再構成した宇野弘蔵のそれであり、宇野のこの方法をさらに精緻化させた日高普、山口重克の議論であった³²⁾。

一般的等価物の絞り込みの論理に対する検討 では、岡部が問題にした点とは何だったのか。それは宇野の以下の文言のうちに縮約されているといえるだろう。

マルクスのいわゆる拡大されたる価値形態の、各商品における展開は、必ずいずれの商品の等価形態にも共通にあらわれる特定の商品を齎らすことになる(宇野 [1]27 頁)。

つまり、拡大された価値形態が複数存在する場合、そこには必ず共通の等価物が現われるのだとされている³³⁾。宇野のこの論理はさらに分析し、多くの商品の等価物が、全ての商品の等価物になる という論理を日高は提示する。日高は、拡大された価値形態において、多くの商品所有者から茶が共通に欲せられている場合を想定し、ここから以下の推論が行なわれたのであった。

31) その後、山口からの反論を再検討した岡部 [4, 5]において、論点がより明確化かつ絞り込まれることになったと解される。本文では、特にその点に焦点を当てて岡部説を見ていくことにしたい。

32) 商品所有者の交換要求行動としてではなく、拡大された価値形態の不十分性に着目する鈴木編 [8]の議論にも論評がなされているという点は指摘しておきたい(岡部 [3]236 頁を参照)。

33) こうした宇野の論理に対する端緒的な疑問として、岡部は次のように論じる。
すなわち、この宇野の論理は、「いずれの商品に対しても共通の等価形態におかれる商品が登場する論理それ自体が明らかにされているわけではなかった」(岡部 [3]235 頁)、と。

茶が多くの商品によって共通に等価形態におかれるようになると、茶を所有していれば多くの商品にたいして直接に交換できる立場にたつ。そうなるとさし当たっては茶を欲していない商品所有者も、茶を入手しさえすればそれで多くの商品と交換できるのだから茶を欲するようになる。ここに茶はもはや多くの商品から等価形態におかれるばかりでなく、茶を除くすべての商品から等価形態におかれることになる（日高 [10]24 頁）。

商品所有者による物々交換の実践が、必ずしも前提されているわけではないという点の注意は必要ではあるものの、ここでいわんとされていることは、前節で見たメンガーの「媒介的な交換」と軌を一にするものだといえるだろう。また山口においては、この論理がさらに分析され、端緒において茶を欲していた多くの商品所有者の意識に変化が生じるであろうことが推論され、「追加的な有用性」について論じられたのであった。

茶は直接の有用性として交換を求められると同時に、他の商品一般に対する直接交換可能性という追加的な有用性をもつものとしても等価形態におかれることになるわけであり、リンネル・グループの商品所有者³⁴⁾が等価形態においている茶には二つの有用性が共存していることになるわけである（山口 [11]23-4 頁）。

宇野が提示した、商品所有者の交換要求に即したかたちでの価値形態論の再構成、それはとりもなおさず、前節で見た貨幣生成の 内生説 にそのままあてはまる議論であり、貨幣の論理的生成論の一到達点を示すものであると考えられるが、岡部の検討はまさにこの論理に対して向けられたのであった。岡部は次のように述べる。

多数派グループの中で共通に等価形態におかれる商品が出現する過程そのものについては、明快とはいいがたい（岡部 [3]243 頁）。

各商品所持者は、それぞれの欲望にしたがって多様な交換要求を行なうから、彼らの数が多くなれば、共通に等価形態におかれる商品種類が少数に絞り込まれることは困難になる。相対的価値形態にたつ多くの商品に対して共通に等価形態におかれる商品種類はいくつでも登場しうるし、いずれが最も多くの商品に対して共通であるのかは確定しがたくなるであろう。相対的価値形態にある商品種類の数に論理的に限定できないから、「無数」の商品所持者によって一種類の（あるいは、限られた数の種類の）商品が共通の欲望の対象になるという事態は、成立しそうにない（岡部 [3]239 頁）。

ここではまず、多くの商品の等価物は、全ての商品の等価物になる というものの、そうした多くの商品から共通に等価形態におかれる商品が、どのような論理に基づいて出現するのかが「明快」ではないのだとされる。拡大された価値形態の段階で、多くの商品から共通に等価形態におかれる商品の存在を論じることができないのであれば、一般的等価物の絞り込みは、その端緒の動因を欠くことになるという点が指摘されているといえるだろう。

³⁴⁾ もともと茶を欲していた多数派の商品所有者群のこと。

また、二つ目の引用部分では、共通の等価物が現れるかもしれないという可能性は排除しきれないとしても、しかしそれは「いくつでも登場しうる」のであって、一般的等価物を絞りきることはできそうにないという旨が論じられている。

等価物の重複と拡散 このように、内生説 の要と考えられる等価物を絞り込む論理について疑問が提示されたわけであるが、それは岡部において、等価物の重複と拡散 が以下のように捉えられていた点に由来すると考えることができる。

交換要求をする商品所有者が多数いるとき、彼らの多くに共通の嗜好や習慣などがあるという前提を措くならばともかく、そうした商品経済的に“不純な”要因を考慮しないのであれば、互いに独立した各商品所有者の要求対象が拡散する場合も「十分考えられる」。念のために付言しておけば、ここでいう「拡散」には、要求対象が重複しない場合だけでなく、重複しながら拡散する場合をも含めてよいであろう。重複する数が増大しても要求対象が拡散しうるのであれば、要求対象の種類が少数に絞り込まれるのか、それとも逆に拡散してしまうことになるのかを一義的に決することはできない（岡部 [5]18頁）。

ここではまず、「共通な嗜好や習慣」を捨象して考えるならば、商品所有者の交換要求が「重複」と考えることは必ずしもできず、「拡散」してしまうこともありうるという点が述べられている。この部分を最も極端に捉えるならば、各商品を欲するのはそれぞれ一人の商品所有者だけであり、それゆえ、商品所有者の交換要求が「重複」しない、つまり「拡散」という結論に帰着することになるだろう。しかし、こうした極端な想定が岡部の念頭にあったわけではない。引用の後半部分ではこの点が補足されている。

そこでは、「重複しながら拡散する場合」が論じられている。つまり、各商品を複数の商品所有者が欲するとすれば、そこには各商品所有者の交換要求の「重複」が生じるだろう。しかし、そうした「重複」がいくつも生じうることを論理的に排除することはできないのだから、「要求対象の種類が少数に絞り込まれる」ことを「一義的に決することはできない」のだとされている。

ここでまず検討しておくべきことは、そもそも各商品所有者の交換要求が「重複」することはありえないのかという点であろう。岡部においても、「重複しながら拡散する」という補足がなされていることから察せられるように、この想定が固持されているわけではない。たとえば、必需品に属する商品は、大多数の商品所有者から共通に欲せられる商品種類であると考えることができる。また、自商品の使用価値が、耐久性に乏しい商品所有者群の等価形態には、耐久性に富む商品種類がおかれざるをえないであろうと推論することができる。つまり、自分の必要とする種々の事物が、交換を通じて獲得せざるをえないことが前提される限り、そして商品交換者としての継続性が要請される限り、各商品所有者の交換要求は、必需品 なり 耐久性に富む 商品種類というかたちで、原理的に「重複」せざるをえないと考えられる。

このため、ここでの岡部の問題提起の要は、「重複しながら拡散する場合」に絞り込まれることになるといえるが、この問題については、岡部が直接の検討対象とした山口説においても、「一義的に決することはできない」と考えられていたといえるだろう。

比較的多数の商品所有者に共通な直接的有用物は変化しうるものであるし、複数種ありうるものである。したがって、その限りでは一般的等価物は変動可能であり、また複数種存在することも排除されないであろう（山口 [11]26 頁）。

ここで山口が「一般的等価物は変動可能であり、また複数種存在することも排除されない」と述べている点が、岡部の指摘する「重複しながら拡散する場合」にあてはまると考えられる。山口においては、「形態 IV（貨幣形態 引用者）は、いまではリンネルに代わって金が一般的等価形態をもっているということのほかには、形態 III と違うところはなにもない」（Marx[21]S.84., 訳(1)131 頁）と考えたマルクスとは異なり、一般的価値形態の段階における、一般的等価物の変動可能性と複数性が想定されている点は注意すべき箇所であろう。そしてこのように考えてみると、商品所有者の交換要求が「重複しながら拡散する場合」を想定するとしても、共通等価物の導出は可能であるかとも考えられる。しかし山口説においては、一般的価値形態において析出される共通等価物は変動可能であり、また複数存在することも排除されていないのではあるが、それはあらゆる商品所有者から共通に欲せられる商品としても考えられているという点は改めて想起しておきたいところでもある。

比較的多数の商品所有者から共通に等価形態におかれる商品は、あらゆる商品所有者から共通に等価形態におかれることになるのである（山口 [11]23 頁）。

ここでは、一般的価値形態における共通等価物は、商品世界の部分的な共通等価物ではなく、商品世界全体の共通等価物、つまり一般的等価物とされている。このため山口説においては、部分的な商品所有者群内での等価物の「重複」だけではなく、それが全体へと波及する論理が存在しなければ、一般的価値形態が成立することにはならない。そしてその論理とは、先に引用した日高においても論じられていたように、比較的多数の商品所有者群内の共通等価物を、それ以外の商品所有者が認知し、自己の交換要求のうちその共通等価物を組み込むというものであった。この点が、比較的多数の商品所有者からあらゆる商品所有者への連絡路であると見ることができる。

言い換えれば、各商品所有者の交換要求の「重複する数が増大しても要求対象が拡散しうるのであれば、要求対象の種類が少数に絞り込まれるのか」という問題が岡部によって提示されたのではあるが、山口説においては、「要求対象の種類が少数に絞り込まれるのか」という問題は、一般的価値形態を論じる際の主題をなしてはいないということである³⁵⁾。

等価物の「重複」と主体の認知可能性とすれば問題は、「要求対象の種類が少数に絞り込まれるのか」否かという点に存するのではないということになり、追求されるべき真の問題は、部分的な共通等価物が、全体的な共通等価物へと変性する論理の真偽ということになるだろう。岡部の検討も、この方向に向かって展開されたのであった。岡部は次のように述べる。

³⁵⁾ 「私としては、共通に等価形態に置かれる商品が存在しうるということと、それが特定の使用価値の商品に独占され、固定するという事とは別のこととして区別しているつもりである」（山口 [12]109 頁）。

多くの商品所有者が第二形式を展開することによって、欲せられている多様な商品種類の中に、単数・複数に限らず共通のものが生じたとしても、各商品所有者は、そのような商品種類が何であるのかを、どのようにして知ることができるのかという問題がある。……多くの商品所有者が交換を求める競合商品は、競合者同士の間では共通に欲せられている商品であると認識されよう。しかし、競合の程度がどのくらいであれば、それが“より多くの商品所有者に受け取られうる商品”といえるのか、論理的には確定のしようがない(岡部 [3]246 頁)。

まずここで「第二形式」といわれているのは、マルクスの価値形態論でいうところの、いわゆる拡大された価値形態に対応する。ただし岡部においては、「商品に内属性としてあらかじめ埋め込まれた価値をではなく、商品所有者の自らの商品に懸かる意思に焦点を合わせて問題を捉えるならば、交換要求は、商品に内属する価値の表現ではなく、文字通りに商品所有者の交換要求そのものである」(岡部 [5]18 頁)という観点のもと、交換要求はあくまでも交換要求であり、価値表現の問題とは区別されているという点は留意したい。

その上でこの引用部分を見るならば、まず、等価物の「重複」が生じているという想定を読み取ることができる。そこから出発してここでは、そのことを各商品所有者が知りうるのか、それとも知りえないのかという点が問題にされているといえるだろう。言い換えれば、各商品所有者の知識や情報は不完全であるため、それに基づく限り、部分的な共通等価物が全体的なそれへと変性する論理は提示しえないということが、この部分では論じられている。この問題は、山口によって次のように応じられている。

市場を見渡していれば、交換力の大きい商品とそうでない商品とは大体分かるはずである(山口 [12]113 頁)。

そもそも論理的に確定しうる性質の問題ではないであろうが、各商品所有者の交換要求の意思表示を調査すれば、競合の程度の比較からある程度は合理的な推論をすることはできるであろうし、「共通のもの」が生成していく過程を推論する場合には、調査以外にも、各商品所有者の試行錯誤を導入して推論することも考慮してよいのではなかろうか(山口 [12]114 頁)。

ここでは、岡部によって指摘された、各商品所有者の知識や情報の不完全性という点には異論はないとされた上で、しかし、そうした不完全な知識や情報を前提するとしても、あらゆる商品所有者から共通に欲せられる等価物の出現を推論することはできるという点は堅持されたかたちになっている。そうした推論を可能ならしめる根拠として、「調査」・「試行錯誤」が挙げられている。言い換えれば山口においては、創発的な主体として商品所有者が想定され、そうした主体が行なう「調査」や「試行錯誤」の累積が、一般的価値形態を成立させているのだと捉えられているといえるだろう。

ただしこの論理によって、あらゆる商品所有者から共通に欲せられる一般的等価物の導出が論証されるのかという点は、かなり微妙なところだと思われる。というのはまず、岡部が指摘し、山口

においても「大体分かるはずである」、「論理的に確定しうる性質の問題ではないであろう」というかたちで、裏側から事実上承認されているように、各商品所有者の知識や情報が不完全であるとすれば、どの商品が多くの商品所有者から共通に欲せられているのかを判別することは、論理的には確定できないと考えられる。

しかし、各商品所有者の交換要求は、自己の欲する商品を他者に告知することを念頭に置いて行なわれるのであるから、多数の商品所有者が共通に欲する商品が何であるかは知りえないとしても、他者が何を欲しているのかということに関しては、全成員についてではないにしても、そのうちの一部の成員については知りうる と考えることができる。そして各商品所有者が、自らの知りうる範囲で「重複」している等価物を自分の交換要求の中に組み込んでいき、共通等価物を創出するであろうというところまでは推論することができると考えられる。仮にそれが A 商品であったとしても、しかしこのことは、あらゆる商品所有者が A 商品を共通に等価形態におくか否かという論点とはひとまず区別される問題であろう。

知識や情報が不完全性であることを認めるならば、たとえば B 商品を 共通等価物 とする他の商品所有者群が存在しうると考えることは、常軌を逸した想定ではなく、至極妥当な推論だといえる。もちろん、A 商品を 共通等価物 としている商品所有者群と、B 商品を 共通等価物 としている商品所有者群が遭遇し、その結果として、A 商品が B 商品を押しのけて 共通等価物 になるかもしれないという可能性までは排除しえない。そしてその場合には、A 商品はあらゆる商品所有者から共通に等価形態に置かれることになるといえるだろう。

しかし、論理的には無限の広がりをもつと想定することが可能な商品世界において、かつ知識や情報が不完全であるとすれば、C, D, E,.....といった各商品を 共通等価物 にする各商品所有者群も存在しうる。加えて、これら各商品所有者群は互いに遭遇するかもしれないし、遭遇しないかもしれない。また仮に遭遇したとしても、彼らは取引を行なうかもしれないし、取引を行なわないかもしれない。つまり、自らの知りうる範囲で 共通等価物 を創り出すという地点から、あらゆる商品所有者の 共通等価物 を論理的必然性のもとに析出することには、無理があったと考えられるのである。

2.2 商品流通の基層の論理

このように、岡部の問題提起によって、多くの商品の等価物が、全ての商品の等価物になる という論理が抱える難点が浮き彫りにされたといえるが、貨幣生成の 内生説 を論じる全ての論者がこの論理を展開しているわけではない。

媒介物としての適性 たとえば奥山忠信によって、多くの商品の等価物が という点には問題があるとして、媒介物としての適性に着目した論理が提示されている。

この認識のすべてを否定するわけではないが、しかし、このことの役割は限定され则认为る。多くの商品所有者によって等価形態に立たされる商品が、家や寝台のように媒介物としては適さないものであれば、それは一般的等価物にはならないのであり、この点では、一

番多く等価形態に立たされる商品が、すべての商品の共通な等価物になる、とは限らないのである（奥山 [6]285 頁）。

ここでは、多くの商品所有者が共通に欲する商品として「家や寝台」が仮託され、それらが必ずしも媒介物としての適性を有するわけではない点が指摘されている。つまり、多くの商品の等価物が、全ての商品の等価物になる わけではないとされている。

その上で問題になるのは、そもそもなぜ「可分性、均質性、持ち運びの便利さ、交換の媒介物に必要な限りでの保存性、等々の素材的な適格性」（奥山 [6]286 頁）が注目されるのかという点であろう。この問題については、他者の交換要求を、自己の交換要求の中に組み込む各商品所有者に即して、次のように論じられている。

X_1 にとっては、媒介物であり、媒介物としての経済効率性に反するものは、はじめから除外されるのである。すなわち、例えば、寝台は、1/2 台の寝台という交換形式にはなじまない。媒介物としての適格性に欠き、その商品を媒介物として選択することで、 X_1 は不利益を被るからである（奥山 [6]283 頁）。

つまりここでいわれていることは次のことであろう。 X_1 をリンネル所有者として、彼は 5m のリンネルと引き換えに 5kg の茶を欲しているとしよう。また、彼の 知りうる 茶所有者が、1 台の寝台と 10kg の米を欲しており、それぞれ 10kg の茶と引き換えに獲得したい旨の意思表示をしているとすれば、この関係は表 4.1 のように示されるだろう。

リンネル所有者	リンネル 5m	5kg の茶
茶所有者	茶 10kg	1 台の寝台
	茶 10kg	10kg の米

表 1 リンネル所有者と茶所有者の交換要求

こうした茶所有者の交換要求を件のリンネル所有者が察知するならば、彼は 5kg の茶を獲得するために、寝台所有者と米所有者にも交換要求を行なうことになるだろう。その際の交換要求として、5kg の茶の獲得を基準に考えるならば、リンネル所有者は、リンネル 5m 1/2 台の寝台と リンネル 5m 5kg の茶 という交換要求を、自らの交換要求の中に組み込むであろうと考えることができる。しかし、「1/2 台の寝台」という交換要求が現実的ではないということに鑑みて、彼が実際に組み込む交換要求は、リンネル 5m 5kg の茶 になるであろうということが、ここでいわんとされていることだと思われる。

そしてそうであるとすれば、多くの商品の等価物が、全ての商品の等価物になる という論理は、以下のように修正されることになるだろう。

確かに多くの商品所有者に欲せられている商品は、それさえ獲得すれば、多くの商品と直接的に交換可能となるが、しかし、このことは、その商品が媒介物としての適格性を備えている限りのことである（奥山 [6]286 頁）。

つまり奥山においては、多くの商品の等価物が ではなく、媒介物としての適性を備えた等価物が 共通の等価物になるという方向での推論が行なわれたと見ることができる。しかし奥山においても、全ての商品の等価物になる という点は、文面の上では一応承認されたかたちになっているといえる。

全ての商品の等価物になる という論理について 奥山は、媒介物としての適性を備えた商品が複数出現しうることを論じた後で、次のように述べる。

そうなれば商品所有者たちは、もはやはじめから一度も自分の欲する商品の所有者の（拡大された価値形態）需要を確認することはなく、ただちに、媒介物の商品群を等価形態に置く価値形態を展開する。この媒介物となるの商品群は、すべての商品所有者にとって等価形態に置かれるのだから、この限りで一般的等価物であり貨幣である（奥山 [6]287 頁）。

ここでは、媒介物としての適性を備えた商品群が析出されてくるようになれば、各商品所有者は、自分の欲する商品の所有者が何を欲しているのかについていちいち頓着せずに、媒介物とし析出された商品群に対して交換要求を行なうことが論じられている。そしてこうした商品群が、「すべての商品所有者にとって等価形態に置かれる」とされている箇所には注目したい。つまり、ここまでの議論を組み合わせるならば、媒介物としての適性を備えた等価物が、全ての商品の等価物になる というのが奥山説であるとひとまず考えることができるかとも思われる。

しかし、この点は実は微妙なところでもある。というのは、奥山においても知識や情報の不完全性の問題が、以下のように捉えられているからである。

社会の各構成メンバーが、他の構成メンバーの需要と供給を交換の以前に、完全にしかも瞬時にして知りうるのであれば、財の交換は商品形態と貨幣を媒介する必要はない（奥山 [6]280 頁）。

貨幣の必然性は、私的な商品所有者の存在ばかりでなく、他者の拡大された価値形態を、完全に知ることはできない、というところにある。あるいは、知りうる範囲は限られている、ということにもとづいている（奥山 [6]282 頁）。

ここでは、仮に各商品所有者が全成員の商品所有者の交換要求を「完全にしかも瞬時に」知ることができるならば、「彼らはただ交換するだけである」（奥山 [6]280 頁）ということが述べられている。貨幣を介した商品交換ではなく、前節で見たメンバーがいうところの「循環交換」が行なわれるだけだということが述べられている。

商品所有者の知識や情報が不完全であれば、全ての商品の等価物 は導出しえないと考える岡部に対して、知識や情報が不完全であるからこそ、「貨幣の必然性」が生じるのだと奥山は考える。この点において、両者は対極に位置付けられるのだが、ここでさらに検討されるべきは、奥山がいう「貨幣の必然性」と、「すべての商品所有者にとって等価形態に置かれる」という言説との間の関連であろう。

知識や情報が不完全性であるということから、奥山の商品所有者も、自分の 知りうる 範囲で他者の交換要求を探索し、それを自己の交換要求の中に組み込むことになる³⁶⁾。その過程で、媒介物としての適性を備えた商品群が共通等価物として括り出されるというのが、奥山説の要であると考えられるが、そのことが「貨幣の必然性」を意味しているのだと解することができる。しかしこのことと、「すべての商品所有者にとって等価形態に置かれる」ということとの間には埋め難い距離もあるだろう。各商品所有者の 知りうる 範囲に限界があると考えれば、そしてそれは妥当な想定であると思われるのだが、「すべての商品所有者にとって」という観点は背景に退かざるをえず、推しきれるのは、媒介物としての適性を備えた等価物が、自分の 知りうる 範囲での共通の等価物になる ということまでであろうと考えられる。

商品流通の基層の論理 しかしながら、あらゆる商品所有者に共通に欲せられる等価物の導出ができれば、「貨幣の必然性」が論じられたことにならないと考える必要もなかろう。マルクスの価値形態を、商品所有者の交換要求の意思表示として再構成したことの帰結として、知識や情報の不完全性といった問題が組み込まれ、あらゆる商品所有者から共通に欲せられる商品を導出することは、かなりの確度で困難になったと考えられる。

しかしこの点が明らかになったということから直ちに、各商品所有者は、自らの 知りうる 範囲においても、他者の交換要求を自らの交換要求の中に反映させないと結論付けることはできない。各商品所有者の 知りうる 範囲に限界があるとしても、先に述べた 必需品 や 耐久性に富む 商品に対する交換要求が「重複」せざるをえないという論理とは異なった、メンガーのいう「媒介的な交換」を志向する論理の発現は見て取りたい。あらゆる商品所有者にとっての 共通等価物 へと繋がりにくい隘路に突き当たるとしても、他者の交換要求を察知し、それに同調することで等価物の「重複」を創り出す。そしてそのことが 共通等価物 を析出する動力になるという論理自体は、「貨幣の必然性」を示すものとして捉えることはできよう。もちろん、そうした論理が見出されるということと、その論理が、あらゆる商品所有者にとっての共通等価物の析出を 現実化 しているのかという問題との間には隔たりが存することもまた確かではある。

相対的価値形態にたつ商品種類の数が増大し、かつ商品ごとの等価形態にたつ商品種類が増えればそれだけ、共通に等価形態にたつ商品種類は導出しやすくなると考えられそうだが、逆に、そうなればなるほど、共通に等価形態にたつ商品種類を限定することは、困難になると考えることもできる（岡部 [3]238-9 頁）。

このように岡部は考えて、「共通に等価形態にたつ商品種類を限定することは、困難になる」という方向での推論を行なったのであった。繰り返しになるが、その際の力点は、「商品種類を限定する」という点にではなく、「共通に等価形態にたつ商品」という点に存すると見ることができた。

³⁶⁾ 「D 商品の需要者としての X_1 は、D を獲得すべく、D 商品の所有者の拡大された価値形態を確認する。D 商品の所有者もまた無数おり、そのすべてについて価値形態を確認することは困難であるが、 X_1 は、D 商品のうちの容易に価値形態を確認できる数名については価値形態を把握するであろう。それがたとえば、 D_1, D_2 , であったとする」(奥山 [6]282-3 頁)。

そしてこのように岡部が推論する根拠として、先に見たところによれば、各商品所有者の知識や情報が不完全であるという点が挙げられたのであった。

確かに、このことに留意しつつ、それでもなおあらゆる商品所有者から共通に等価形態に置かれる商品の導出を望むことには無理があろう。言い換えれば、知識や情報の不完全性 という要因が明示化されたことによって、あらゆる商品所有者から共通に等価形態に置かれる商品の導出は、多くの商品の等価物 に着目するにしても、また 媒介物としての適性を備えた等価物 に着目するにしても、全ての商品の等価物になる という結論にまでは推しきれないという点が明らかにされたといえるのであり、まずこの意味において、貨幣生成の 内生説 に対する岡部の批判は捉えられる必要があると考える。

ではそこからさらに進んで、各商品所有者は、自らの 知りうる 範囲においても、他者の交換要求を自己の交換要求の中に反映させることはないという見解が、岡部の言説のうちに見出されるだろうか。

留意しなければならないことは、かりに貨幣の生成が商品経済の外部との関係を不可欠としているとしても、商品経済それ自体の論理との整合性が保てなければ、貨幣は商品経済の中にその地位を得ることはできないであろうということである。かりに貨幣は外部から注入されたものであるとしても、貨幣が商品経済に欠くことのできないものであるのは、商品経済それ自体の論理から来る要請であって、それとの整合性が保てなければ、貨幣は、商品経済から早晚排除されざるをえない（岡部 [3]239 頁）。

通常、貨幣「制度」は、法的な制度として存在する。現実の商品経済において法貨が貨幣として通用する根拠は、商品経済の論理に抵触しない限りにおいて、政治的・文化的な領域など商品経済の外部で形成された合意を受け入れなければ機能しえないという、商品経済の特質に由来するように思われる。商品経済は、一方で自律性を確保しうる論理を内包する社会でありながら、他方で、その論理を外部のもので補完せざるをえない構造をもつ社会であり、貨幣「制度」は、それを端的に示す事例と考えられるのではないだろうか（岡部 [3]251 頁）。

ここで述べられている、「かりに貨幣の生成が商品経済の外部との関係を不可欠としているとしても」とか、「かりに貨幣は外部から注入されたものであるとしても」という文言からは、岡部においては「貨幣」の生成が、「商品経済の外部との関係」を考慮することなしには論じえないものとして捉えられている点が察せられよう。また、「政治的・文化的な領域など商品経済の外部で形成された合意を受け入れなければ機能しえない」といった文言からも、岡部の貨幣生成観を確認することができるだろう。もちろんこうした見解は、「貨幣は、商品交換それ自体によって生成するのか」という問題に対して異を唱える岡部においては、ある意味当然の流れであるともいえる。

そしてこれまでの議論を振り返ってみるならば、岡部が述べる「商品経済の外部との関係」という要因は、あらゆる商品所有者にとっての共通な等価物を導く際に問題になってくるといえるだろう。なぜなら、「商品経済それ自体の論理」によっては、あらゆる商品所有者 という地歩にまで

は到達しえないことが論じられる以上、それを可能ならしめるのは、「商品経済の外部」にならざるをえないであろうと考えられるからである。

しかしその一方で、「商品経済それ自体の論理」にも「留意しなければならない」とも岡部は考える。では、あらゆる という論点にまでは達しえない「商品経済それ自体の論理」とは何なのか。上記引用文における、「貨幣が商品経済に欠くことのできないものであるのは、商品経済それ自体の論理から来る要請」という文言から推して、おそらくそのいわんとされていることを煎じ詰めれば、商品経済においては商品交換が行なわれざるをえない ということであろうと考えられる。言い換えれば、ここでいわれている「商品経済それ自体の論理」とは、「商品交換それ自体」に対応すると考えられるのだが、しかしそれによっては貨幣を、つまりあらゆる商品所有者にとっての共通等価物を導き出すことはできず、それゆえ商品経済は、「外部との関係を不可欠」にするというのが岡部のいわんとされることであろう³⁷⁾。

問題は、岡部によって提示されたこの観点と、各商品所有者は他の商品所有者の交換要求を自らの交換要求のうちに組み込む という論理とが背馳するか否かという点に存する。見てきたように、他の商品所有者の交換要求を、自らの交換要求のうちに組み込むことを認めるとしても、そのことによってあらゆる商品所有者 にとっての共通等価物は導出しえなかった。それによって論じられうるのは、流通圏 といえば語弊があるだろうが(商品流通の実践が念頭に置かれているわけではないので)、おそらく、それぞれの商品所有者群にとっての 共通等価物 が析出されるというところまでであろう。そしてそれは、あらゆる商品所有者にとっての 共通等価物 とは限らないという点において、「一般的等価物」を導き出す論理として十全とはいえないところではある。

では、何が契機となってあらゆる商品所有者にとっての 共通等価物 ,つまり「一般的等価物」が導きされるのか。このときに効いてくるのが、岡部が指摘する「外部との関係」、つまり「商品交換それ自体」とは異なった論理になると考えられる。その論理は煎じ詰めれば、アリストテレスが述べた「申し合わせ」に行き着くであろうと思われるのだが、その際、二つの「申し合わせ」方を想定することができるだろう。

一つ目の「申し合わせ」方として、各商品所有者相互の次元で「一般的等価物」を取り決めるというあり方を考えることはできる。このときおそらくは、各商品所有者群において析出されている 共通等価物 の中から「一般的等価物」の選択が行なわれることになると思われるが、しかし、知識や情報の不完全性を抱える各商品所有者が、自らの 知りうる 範囲で「申し合わせ」を行ない「一般的等価物」を取り決めたとしても、そのことは、あらゆる商品所有者 にとっての共通等価物が取り決められたということとはおよそ関係がない。端緒において 不完全性 を抱える商品所有者が、「一般的等価物」を取り決める段になって完全な知識や情報を持つに至るとは考え難いからである。では、あらゆる商品所有者 にとっての共通等価物は、いかに導き出されるのだろうか。

各商品所有者相互の取り決めに依ることができないとすれば、「一般的等価物」の導出は、商品所有者 が体現する論理とは異なった、全く別の論理に依らざるをえないだろう。このように考え

³⁷⁾ ただし本文で引いた部分は、直接的には、「外部から注入」される貨幣の購買力の安定性についての問題が念頭に置かれた文言と解すべきところではある。

てみると、前節で見たクナップの議論が想起されることになるのであり、また、前節で加えた解釈には若干の修正が必要になることも明らかになる。

「例えば国家において、全ての財は一定の財の一定量、例えば銀の一定量と交換されるということが慣習的であり、そのことが次第に法制によって承認される」とクナップは論じていた。この部分を前節では、あらゆる商品所有者が銀を共通等価物として析出していると解したのであった。しかしこの解釈は、岡部の批判を経た内生説を用いて再解釈するならば、一部の財は、たとえば銀の一定量と交換されることが慣習的である と読まれなければならないことになるだろう。その裏側には、他の一部の財は、たとえば銅の一定量と交換されることが慣習的であるということ、さらには、他の一部の財は、たとえば金の一定量と交換されることが慣習的であるといったことが含意される。そうした状態の中で、たとえば銀を 国庫に対する支払手段 として国家が指定したとすれば、銀を 共通等価物 として析出していない他の商品所有者群の成員も、国庫に対する支払 の必要から、銀を等価形態に置かざるをえなくなるだろう。そしてその結果として、銀は あらゆる商品所有者 の 共通等価物、つまり「一般的等価物」になる。

しかしこのことは、他の商品所有者の交換要求を自らの交換要求のうちに組み込む という論理と背馳するわけではないという点は注意したい。貨幣生成の 内生説 に対する岡部の批判は、内生説 の要と考えられる 他の商品所有者の交換要求を自らの交換要求のうちに組み込む という論理では、あらゆる商品所有にとっての共通等価物 を必ずしも導出しえないことを明らかにするものであったといえる。しかしそれは、内生説 を支えるこの論理がありえないという意味にではなく、この論理によっては、あらゆる という問題を扱えないことが指摘されたという意味に解されるべきであろう。つまり、内生説 の適用範囲は縮減されるべきこと、この点が、岡部の問題提起によって明確にされたと考えられるのである。

そうであるとすれば、あらゆる商品所有者にとっての共通等価物 という、全き貨幣を導出する論理として 内生説 を位置付けることはもはやできまい。この点において、「商品経済は、一方で自律性を確保しうる論理を内包する社会でありながら、他方で、その論理を外部のもので補完せざるをえない構造をもつ社会」という岡部の主張には首肯することができる。しかしそれは、岡部の問題提起によって貨幣生成の 内生説 が鍛造されたという意味であり、岡部のいう「自立性を確保しうる論理」が練磨されたという意味においてであるという点は注意したい。言い換えれば、岡部の 内生説 批判を裏側から見るならば、貨幣生成の 内生説 は、あらゆる商品所有者にとっての共通等価物 を導出する論理としては不足があるにしても、各商品所有者群にとっての共通等価物 を導出する論理としては十分な条件を備えているという点が明らかにされたということでもある。

またこのように、内生説 は縮減せざるをえないと考えてみると、従来、内生説 の論理で説明可能と考えられてきた現代の貨幣現象に対する言説にも、異なった視点から解析を行なうことができるだろうと思われる。そのことによって、内生説 に対置された岡部説の意味もまた明らかにしうるであろう。

2.3 商品貨幣からモノ貨幣への転換点

内生説 の過剰適用 あらゆる商品所有者にとっての共通等価物 の導出論として 内生説 が構成されたことの一つの帰結として、内生説 は、現実の商品流通で観察される貨幣現象に対しての 内生説 的な説明を自らに課した感がある。たとえば山口重克によって、この問題は以下のように論じられている。

比較的多数の商品所有者に対して実質的な有用性のある商品があらゆる商品所有者から等価形態に立たされることになるという価値形態論における貨幣生成の論理は、この不換銀行券の場合にはどのように貫いているのかを考えてみよう。貴金属の場合には、その奢侈品等としての実質的な有用性が比較的多数の人々の欲求の対象になり、かつその欲求は必ずしも他の商品にたいするそれのようには遞減しないというのが、キーポイントの一つであるが、不換銀行券の場合の比較的多数の商品所有者にとっての共通の実質的な有用性は、それによって債務や租税（租税も債務の一種といてよいかもしいが）の支払にあてられうるという支払手段としての有用性である。この点で比較的多数の商品所有者から共通に等価形態におかれ、そのことによって全ての商品所有者から交換手段として求められ、共通に等価形態におかれることになると思うことができるであろう（山口 [13]196 頁）。

ここでは、貨幣生成の 内生説 の論理によって、不換銀行券の説明を行なうことができるとされている。ただし、ここでは「不換銀行券」という用語が用いられているが、この引用部分が収録されている論考の書き出しは、「不換中央銀行券は金とは縁が切れている貨幣であり、……」（山口 [13]193 頁）とされていることから推して、単なる不換銀行券ではなく、統治機構の介入が前提された「不換中央銀行券」のことが想定されていると考えられる。このため、ここで山口のいう「不換銀行券」という用語は、「不換中央銀行券」と読み替えられるのが妥当であろう。

それはともかく、山口は貴金属貨幣との比較を行ないつつ、不換銀行券の「実質的な有用性」は「支払手段としての有用性」であると考え。山口によれば、なぜ不換銀行券が あらゆる商品所有者にとっての共通等価物 になるのかといえ、それは不換銀行券が、「支払手段としての有用性」という「実質的な有用性」を具備しており、その「実質的な有用性」のゆえに「比較的多数の商品所有者」が共通に等価形態に置くからなのだとされている。しかし、不換銀行券が具備するとされるこの「実質的な有用性」の捉え方には検討の余地があるだろう。山口においても以下のように補足がなされている。

不換銀行券の実質的な有用性は、いわば制度によって支えられている有用性であるという点で、奢侈品としての金の実質的な有用性とは異質物のものようでもあるが、奢侈品としての有用性もいわば慣習によるものである面もある。というよりも、欲望は歴史的、社会的産物である。原理論外の、国家が登場しているような世界では、制度が作り出している有用性が求められる場合があるということは、当然のことであるといえてよいであろう（山口 [13]196 頁）。

ここで確認しておくべきことは、不換銀行券の「実質的有用性」が、国家を前提とした「制度」によって創り出されているとされている点であろう。つまり先の引用部分と合わせて考えてみるならば、「不換銀行券（不換中央銀行券）」には、制度的に「債務や租税の支払にあてられうるという支払手段としての有用性」が付与されており、この「実質的有用性」のゆえに「比較的多数の商品所有者」から共通に等価形態に置かれる、と山口においては捉えられていると見ることができる。

しかし、「国家が登場しているような世界」を想定し、支払手段の指定 が既に行われているという条件が組み込まれているとするならば、「支払手段としての有用性」という「実質的有用性」は、その端緒において、「比較的多数の商品所有者」ではなく「全ての商品所有者」から共通に欲せられることになるはずであろう。言い換えれば、「比較的多数の商品所有者」という媒介を経ることなく、「不換銀行券」の場合には直接、「全ての商品所有者」から共通に等価形態に置かれることを論じることができるのである。

また、内生説 の要として、他の商品所有者の交換要求を自らの交換要求のうちに組み込むという論理を挙げることができると思われるが、そのことによって、等価形態に置かれる商品には「追加的な有用性」が生じるのであった。A 商品が 共通等価物 として析出される場合、もともと A 商品を欲していた商品所有者は、A 商品が元来具備する「実質的有用性」を欲するだけでなく、「他の商品一般にたいする直接交換可能性という追加的な有用性をもつものとしても」欲するようになるのであった。つまり、あらゆる商品商品所有者にとっての共通等価物 を論じるにしても、各商品所有者群にとっての共通等価物 を論じるにしても、内生説 においては、有用性の二重化 が生じるという点が、共通等価物 に見られる特徴であったといえる。それは裏側からいえば、かりに A 商品から「追加的な有用性」が消失するとしても、元来具備する「実質的有用性」によって、A 商品は商品として自存可能であるということが含意される。

ではこの点について、不換銀行券はどうであろうか。確かに、「支払手段としての有用性」という「実質的有用性」によって、交換手段としての有用性 という「追加的な有用性」が生じる、つまり 有用性の二重化 が生じていると見ることができるかもしれない。しかし、不換銀行券の場合には、「実質的有用性」の段階で、既に あらゆる商品所有者 から共通に等価形態に置かれることになるであろうと考えられるのだから、他の商品所有者の交換要求を自らの交換要求のうちに組み込む という論理が作動する余地はない。とすれば、有用性の二重化 が生じていないと見ることにもまたできる。またそもそも、不換銀行券が具備するとされる「実質的有用性」は、商品が元来具備する「実質的有用性」と同じ意味に解することができるのかという問題もある。

不換中央銀行券は金とは縁が切れている貨幣であり、金属貨幣でないことは確かである。その限りで名目貨幣であるといってもよいであろう。しかし、では商品とも縁が切れている貨幣なのかというと、.....そうではない。まず、名目貨幣でも、それ自体商品である。この貨幣について商品の二要因を考えてみるならば、使用価値はその貨幣としての諸機能である。この使用価値のゆえに被受領性が大きい。価値はもちろん貨幣以外の諸商品に対するその購買力である（山口 [13]193 頁）。

ここでは、「不換中央銀行券」もそれ自体商品であるとされている。何となれば、その使用価値は「貨幣としての諸機能」であり、そして価値は「諸商品に対するその購買力」と考えることができるからとされている。「不換中央銀行券」も商品であるということが、商品の二要因論に鑑みて論じられているといえるだろう。この点には特に異論はない。しかし、貨幣機能を担っている事物に商品規定を与えることができるという問題と、その事物が貨幣商品であるかということとの間にはかなりの距離があるだろう。

山口は、「不換中央銀行券」の使用価値を「貨幣としての諸機能」と考えるが、これは 内生説 でいうところの「追加的な有用性」に対応する。もちろん、このこと自体が問題なのではない。問題は、「不換中央銀行券」を 内生説、つまり商品貨幣説の延長線上で連続的に理解しようとするならば、「貨幣としての諸機能」が取り払われ紙切れと化す「不換中央銀行券」にも、それそのまま商品として自存可能な、「実質的使用価値」が残存しなければならないであろうという点に存する。しかし、紙切れはどうやっても紙切れであるとするならば、そこに「実質的使用価値」が存すると見ることはおよそできまい。

そうであるとすれば、「不換中央銀行券」に商品規定を与えることができるとしても、そのことは、貨幣生成の 内生説 に基づいて析出される貨幣商品、もしこの規定が強すぎるとすれば、各商品所有者群 の中で析出される貨幣商品とはひとまず関係がないということになるだろう。「不換中央銀行券」と貨幣生成の 内生説（商品貨幣説）を関連付けんとする試みは、かえって、両者の間に存する断絶を明らかにするものであったと考えられるのである。

しかし、岡部が論じるように、「貨幣が商品経済に欠くことのできないものであるのは、商品経済それ自体の論理から来る要請」であるということもまた確かであろうと考える。ここまでの考察から察せられると思われるが、「商品経済それ自体の論理」の意味することは、 内生説、より厳密に言えば縮減された 内生説 であろうというのが私見である。

もちろんこのように見る場合には、たとえば「不換中央銀行券」を説明する際の説明原理として、 内生説 を直接に適用することはできなくなるだろう。というのは、その端緒において、「国家が登場しているような世界」を想定せずに 共通等価物 を析出する論理が考察された以上、貨幣商品から切り離され、それでもなお貨幣機能を担う事物の分析は行ないえないと考えられるからである。そしてその面で見れば、私見の 内生説 理解によっては、現実の貨幣現象に対する直接的な説明力が欠落しているといわざるをえないところではある。しかしそれは、 内生説 において見出される 共通等価物 を析出する営力が、 外生説 の論理（支払手段の指定）によって束ねられ、この関係を基礎にしてたとえば「不換中央銀行券」が現象するのであるという筆者の認識に由来するのであって、現実の貨幣現象への接近は、この二つの要因を念頭に置きたいという意味にほかならない。要するに繰り返しになるが、 内生説 と 外生説 は重層的に理解されるべきであろうということである。

ひとまず以上が、貨幣生成論に対する私見ということになるが、引き続き、岡部の議論を見ていくことにしたい。そこでは、「商品経済それ自体の論理」の中に、「名目貨幣」をも生起させうる「要請」が伏在するという観点に基づいて考察が進められていくが、それはまた、商品価値の内在性に対する岡部の見解と不可分の関係を有している。

“ 誰もが受け取りを拒否しないモノ ”

商品貨幣からモノ貨幣への転換点

3 貨幣生成論と内在的価値否定説

3.1 商品-貨幣の同時存在説

3.2 マルクスに見出された同時存在説的側面

3.3 貨幣生成論と内在的価値否定説

参考文献

- [1] 宇野弘蔵『経済原論』, 岩波全書, 1964年。
- [2] 岡田裕之『貨幣の形成と進化』, 法政大学出版局, 1998年。
- [3] 岡部洋實「貨幣「制度」生成の論理」, 河村哲二編著『制度と組織の経済学』, 日本評論社, 1996年。
- [4] 岡部洋實「貨幣生成論への視座(1) 山口重克氏の批判に答える」, 『経済学研究』第49巻第4号, 北海道大学経済学部, 2000年。
- [5] 岡部洋實「貨幣生成論への視座(2) 山口重克氏の批判に答える」, 『経済学研究』第50巻第4号, 北海道大学大学院経済学研究科, 2001年。
- [6] 奥山忠信『貨幣理論の形成と展開』, 社会評論社, 1990年。
- [7] 小幡道昭『価値論の展開』, 東京大学出版会, 1988年。
- [8] 鈴木鴻一郎編『経済学原理論 上』, 経済学体系 2., 東京大学出版会, 1960年。
- [9] 武田信照『価値形態論』, 梓出版社, 1982年。
- [10] 日高普『経済原論』, 有斐閣選書, 1983年。
- [11] 山口重克『経済原論講義』, 東京大学出版会, 1985年。
- [12] 山口重克「貨幣生成論にたいする批判の検討」, 『政経論叢』第109号, 国土館大学政経学会, 1999年。
- [13] 山口重克『金融機構の理論の諸問題』, 御茶の水書房, 2000年。
- [14] Adam Smith. *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*. in *The Glasgow edition of the works and correspondence of Adam Smith, vol.II*, edited by R. H. Campbell, A. S. Skinner and W. B. Todd, Oxford, 1976., 水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』第1-2分冊, 岩波文庫, 2000年(なお, 引用に際して第1分冊の15頁を挙げる場合には「訳(1)15頁」と表記した。また, 必要に応じて大河内一男監訳『国富論 I』(中公文庫, 1978年), 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』第1分冊(岩波文庫, 1959年)も参照した。このため, 引用文は水田・杉山訳に依らない場合もある)。

- [15] Adam Smith. *Lectures on Jurisprudence*. in *The Glasgow edition of the works and correspondence of Adam Smith, vol.V*, edited by R. L. Meek, D. D. Raphael, P. G. Stein, Oxford, 1978., 水田洋訳『法学講義』, 岩波文庫, 2005年。
- [16] Aristotle. *Ethica Nicomachea*. in *The Works of Aristotle IX*, translated into english under the editorship of W. D. Ross, Oxford University Press, 1925., 高田三郎訳『ニコマコス倫理学』(上), 岩波文庫, 1971年。
- [17] Aristotle. *Politica*. in *The Works of Aristotle X*, translated into english under the editorship of W. D. Ross, Oxford University Press, 1921., 山本光雄訳『政治学』, 岩波文庫, 1961年。
- [18] Carl Menger. *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre zweite auflage*, Hölder-Pichler-Tempsky A. G. Wien/G. Freytag G. M. B. H./Leipzig, 1923., 八木紀一郎・中村友太郎・中島芳郎訳『一般理論経済学』, みすず書房, 1984年。
- [19] Georg Friedrich Knapp. *Staatliche Theorie des Geldes*. Vierte, durchgesehene Auflage, Verlag von Duncker & Humblot, 1923., 宮田喜代蔵訳『貨幣国定学説』, 有明書房, 1988年(ただし, 引用に際しては *The State Theory of Money*. abridged edition, translated by H. M. Lucas and J. Bonar, Macmillan and Co, 1924. も参照し, 必ずしも訳文によらなかった部分もある)。
- [20] Joseph Alois Schumpeter. *History of Economic Analysis*. Oxford University Press, 1954., 東畑精一訳『経済分析の歴史』, 岩波書店, 1956年。
- [21] Karl Marx. *Das Kapital*. in *Marx-Engels Werke, Band 23*, Dietz Verlag, Berlin, 1962., 岡崎次郎訳『資本論』第1-3分冊, 国民文庫, 1972年(なお, 引用に際して第1分冊の5頁を挙げる場合には「訳(1)5頁」と表記した)。
- [22] Karl Marx. *Ökonomische Manuskripte 1857/58 Teil 1*. in *Karl Marx, Friedrich Engels: Gesamtausgabe(MEGA), Band 1*, Dietz Verlag Berlin, 1976., 資本論草稿集翻訳委員会訳『資本論草稿集(1)』(『1857-58年の経済学草稿I』), 大月書店, 1981年。